

議員全員協議会会議録

(令和7年2月21日)

愛 南 町 議 会

愛南町議会議員全員協議会会議録

本日の会議 令和7年2月21日（金）
招集場所 大会議室

出席議員

議長	佐々木 史仁	副議長	鷹野 正志
議員	尾崎 恵一	議員	嘉喜山 茂
議員	池田 栄次	議員	吉田 茂生
議員	少林 法子	議員	金繁 典子
議員	原田 達也	議員	中野 光博
議員	山下 正敏	議員	那須 芳人
議員	吉村 直城		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	本多 幸雄	主幹	小松 一恵
係長	山口 昌		

説明のため出席した者

町長	中村 維伯		
副町長	木原 荘二		
教育長	中尾 茂樹		
(総務課)			
課長	立花 慶司	主幹	上田 耕平
課長補佐	宮下 健博		
(企画財政課)			
課長	清水 雅人		
(企画財政課政策推進室)			
室長	桑原 真也		
(国保一本松病院)			
事務長	近田 幸信	課長補佐	坪崎 健
(消防本部)			
消防長	浅海 宏貴		

(消防本部庶務課)

課長	守 口 庸 夫	主幹	橋 岡 政 明
課長補佐	岡 下 崇	係長	増 元 貞 紀

(高齢者支援課)

課長	大間知 伸一	主幹	倉 野 豊 成
----	--------	----	---------

(学校教育課)

課長	坂 本 一 利	主幹	池 田 大 作
----	---------	----	---------

(水産課)

課長	濱 哲 也
----	-------

(水産課海業推進室)

室長	浜 辺 隆 博
----	---------

(町民課)

課長	飯 田 英 功	課長補佐	久 徳 哲 也
----	---------	------	---------

課長補佐	清 水 洋 子
------	---------

(環境衛生課)

課長	山 本 正 文	課長補佐	宮下 留理子
----	---------	------	--------

課長補佐	小笠原 和樹
------	--------

(水道課)

課長	中 道 泰 生	課長補佐	都 築 智 也
----	---------	------	---------

(税務課)

課長	山 本 光 伸
----	---------

(保健福祉課)

課長	中 川 菊 子	課長補佐	荒地 ミドリ
----	---------	------	--------

(保健福祉課子育て支援室)

室長	土 居 純 子	室長補佐	清 家 康 弘
----	---------	------	---------

室長補佐	湯 浅 良 彦
------	---------

(建設課)

課長	吉 村 克 己	課長補佐	山 下 裕 凡
----	---------	------	---------

本日の議員全員協議会に付した案件

【執行部報告】

- 1 国保一本松病院の新規医師について
- 2 愛南町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 3 愛南町消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 4 消防救急デジタル無線改修工事について
- 5 高齢者タクシー利用助成事業の対象拡大について
- 6 学校体育館空調設備の整備について
- 7 愛南町と愛南警察署との「大規模災害時等における旧長月小学校の使用に関する協

定」の締結について

- 8 新しい地方経済・生活環境創生交付金の申請について
- 9 愛南町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正及び海業中間支援法人の設立について
- 10 愛南町ひとり親家庭医療費助成条例の一部改正について
- 11 愛南町の公共的料金の現状及び方向性について
- 12 し尿等運搬事業費等補助金について
- 13 愛南町下水道事業経営戦略について
- 14 看護師等就職支援補助金事業について
- 15 帯状疱疹ワクチンの定期接種化と今後の任意接種について
- 16 新たな子育て支援施策について
- 17 公立保育所の改修工事等について
- 18 愛南町住宅新築・リフォーム補助事業の改定について
- 19 愛南町公営住宅給湯器設置事業について
- 20 愛南町営住宅共益費補助事業について
- 21 愛南町都市計画マスタープランの策定について
- 22 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 23 令和6年度企業版ふるさと納税の実績について
- 24 令和7年度「大阪・関西万博」万博国際交流プログラム事業について
- 25 愛南町公文書の管理に関する条例の制定について

【議会協議】

- 1 重要案件抽出の協議について
- 2 令和7年度一般会計「議会費 議会運営事業」予算について
- 3 その他

開 会	9時00分
閉 会	12時08分

○佐々木議長 皆さん、おはようございます。早朝よりお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日は、副議長が少し、諸事情がありまして遅れるそうでございます。

早速ですが、本日の協議会、項目が非常に多うございます。25件ですか、若干お昼を回るかと思いますが、慎重なる審議をよろしくお願いいたします。また、質問なんですが、詳しいことはまた本会議のほうで、詳しく質問していただいたらなと思っております。

それでは、よろしくお願いを申し上げまして、開会の挨拶といたします。よろしくお願いします。

それでは町長、挨拶をお願いします。

中村町長。

○中村町長 皆さん、おはようございます。

令和7年第3回議員全員協議会の開催を依頼しましたところ、佐々木議長には招集をいただき、また、何かと御多忙の中、議員の皆様におかれましては、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、子ども第三の居場所づくりにつきましては、先月30日に施設が完成し、お忙しい中、先週14日には議員各位にも内覧いただき、誠にありがとうございました。これから開設までの期間、支援を必要とする家庭をはじめ、多くの子どもたちに親しまれる居場所となるよう、4月1日の運営開始に向け、準備を進めてまいります。

本日は、3月定例議会に提案予定の案件など、25件の事前説明や報告を担当課長等からさせていただきますので、御意見等よろしくお願いいたしまして、開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

○佐々木議長 ありがとうございます。

早速ですが、これより次第に沿ってやっていきたいと思います。

まず1番、国保一本松病院の新規医師について、理事者の説明を求めます。

近田国保一本松病院事務長。

○近田国保一本松病院事務長 国保一本松病院の新規医師について御説明いたします。

当病院の医師の状況ですが、常勤医師2名、非常勤医師1名の計3名で、外来診察、入院治療、急変時の夜間対応などの業務を行っております。そのうち、非常勤医師の上原達也医師が87歳と高齢ながら勤務しておりましたが、高齢による体調不良から医師業務ができないため、町としても早急に新たな医師を確保する必要が出てまいりました。そのような中、愛南町出身の芝田貴裕医師が、引退する医師の後任として勤務していただけることとなりましたので、御報告いたします。

芝田医師が勤務することとなった経緯ですが、過去に当病院から芝田医師に、機会あれば愛南町へ戻って勤務していただきたいをお願いをしていたところ、前向きに検討していただき、当病院で勤務していただけることとなりました。

芝田医師の経歴等につきましては、南宇和高等学校を卒業後、東京慈恵会医科大学へ入学、そして、卒業後は、東京慈恵会医科大学附属病院、埼玉県立循環器・呼吸器病センター、東京慈恵会医科大学附属第三病院で勤務されております。現在は、東京慈恵会医科大学附属第三病院で教授として、循環器内科部長及び慈恵第三看護専門学校の校長としても勤務されております。

芝田医師は、令和7年3月31日まで東京慈恵会医科大学附属第三病院で勤務されますので、当病院での勤務は令和7年5月1日からの予定となっております。

芝田医師は、育ててもらった愛南町で恩返しをしたいとおっしゃっており、非常に郷土愛が強く、温厚篤実な人柄で、当病院の内科医勤務を通して地域医療に大いに御活躍いただけるものと考えております。

以上、国保一本松病院の新規医師についての説明を終わります。

○佐々木議長 ありがとうございます。

それでは、1の国保一本松病院の新規医師について、御意見はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○佐々木議長 意見がないようなので、1番を終わりたいと思います。

吉村議員。

○吉村議員 ちょっとこれ大歓迎でいいんですけども、院長はどんなになったのか。

○佐々木議長 近田国保一本松病院事務長。

○近田国保一本松病院事務長 院長は継続の予定です。

○佐々木議長 吉村議員。

○吉村議員 前任が辞めてくれということを言うということなんやけれども、その件は、回答はどがいなの。継続でおるということ。

○佐々木議長 近田国保一本松病院事務長。

○近田国保一本松病院事務長 その内容に関して私は詳しく聞いておりませんので。

○吉村議員 分かりました。

○佐々木議長 よろしいですかね。それでは、1番を終わりたいと思います。

鷹野副議長。

○鷹野副議長 すみません、ちょっと失念してしまして、遅れました。申し訳ございません。

○佐々木議長 それでは、2番、愛南町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、理事者の説明を求めます。

浅海消防長。

○浅海消防長 それでは、愛南町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、説明をいたします。資料の2をお願いします。

年々、消防団員数の減少は顕著でありまして、令和4年4月1日に条例定数の見直しをしましたが、現在の団員数897人を基に、令和7年4月1日より950人から900人に改正したいと考えております。

3の財政面の影響額についてですが、条例定数を見直すことに伴う削減効果は、県市町総合事務組合負担金が、107万6,000円の削減が見込まれます。この負担金の算定は、前年度10月1日現在の条例定数を用いますので、実際に負担金算定に反映されるのは令和8年度からになります。

以上、消防団員条例の一部改正についての説明といたします。

○佐々木議長 説明が終わりました。

2について、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○佐々木議長 ないようなので、2を終わりたいと思います。

続きまして、3、愛南町消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、理事者の説明を求めます。

浅海消防長。

○浅海消防長 愛南町消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、説明をいたします。資料の3をお願いします。

条例改正の概要ですが、今回の条例改正は、令和6年8月1日付、総務省消防庁からの通知「緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する手当の支給について」に基づくものであります。

国家公務員においては、人事院規則の規定により、異常な自然現象や大規模な事故により重大な災害が発生した場所における救助活動等に対して、災害応急作業手当等が支給されており、警察職員においても、各団体の条例等に基づき、同種の特殊勤務手当が支給されております。

先般、国の実施した支給状況調査では、緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する特殊勤務手当は、消防本部によって支給状況が様々であることが分かりました。この調査結果を受けて、緊急消防援助隊の活動の特殊性と類似の活動に従事している国家公務員や警察職員と待遇面での均衡を図るよう通知されていることから、災害応援派遣手当等の創設をするものであります。また、救急件数及び管外搬送件数の増加に伴い、救急救命士が求められる救命処置やその責任も増していることから、救急出場手当について条例の一部改正をしたいと考えております。

資料2の改正の内容は、(1)の救急出場手当ですが、現在、救急出場した場合、救急救助業務に従事した職員一律に1回250円支給していましたが、救急救命士資格取得者の場合は1回500円に改正をいたします。

(2)の手当の新設ですが、①の「災害応援派遣手当」1日840円については、消防相互応援協定に基づき、愛南町以外の地域の災害に派遣された職員、②の「緊急消防援助隊派遣手当」1日1,080円については、緊急消防援助隊に派遣された職員がそれぞれ対象となります。これらの手当の額は、国家公務員の特殊勤務手当に準じております。

この改正案を、3月定例会において提案したいと考えております。

3の出動実績についてですが、過去5年間の救急件数、派遣出動は記載のとおりであります。

以上、特殊勤務手当に関する条例の一部改正についての説明といたします。

○佐々木議長 説明が終わりました。

ただいまより、3の御意見を伺います。御意見ありませんか。

吉田議員。

○吉田議員 手当の件なんです、特に2番の緊急消防援助隊に派遣された1日1,080円ってこれ妥当、ちょっと低いんじゃないかなと思うんですが、新聞で、ちょっとすみません場所が特定できないんですが、2,390円とかっていう数字が出ていたような気がするんですけども、これは危険を伴うということで、金額がたしか二千幾らで出ていたと思うんですが、これは一律ではないんですか。

○佐々木議長 浅海消防長。

○浅海消防長 たしか2,160円が一番高い額だったんですけど、それは原発とかの、災害とかに対してということで、宇和島広域消防本部についてもこの1,080円と840円の2つの特殊勤務手当の設定をするということで聞いております。

○佐々木議長 よろしいですか。ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 ないようなので、3番を終わりたいと思います。

続きまして、4、消防救急デジタル無線改修工事について、理事者の説明を求めます。

浅海消防長。

○浅海消防長 消防救急デジタル無線改修工事について、説明をいたします。

資料の4をお願いします。

1の政策の発生源・提案に至るまでの経緯ですが、現在配備しております消防救急デジタル無線は、消防庁舎が新築移転した平成27年度にアナログ無線から更新し、令和6年度末で10年が経過します。一般的な通信機器の耐用年数が10年であることから、そのまま使用することにより性能の低下が進み、災害現場での指揮命令系統に支障を来すおそれがあるため、令和7年度にデジタル無線設備等を改修いたします。

2の事業の概要といたしましては、無線をコントロールする消防本部施設の関連機器、町内全域をカバーするための岩水基地局と中浦基地局、資料2ページ、上段は、移動局設備として車両に搭載している無線、隊員が携帯する無線等であります。

当初予算計上額は2億1,538万円になり、財源としましては令和7年度に制度終了とな

る緊急防災・減災事業債を活用する予定としております。

以上、消防救急デジタル無線改修工事についての説明といたします。

○佐々木議長 説明が終わりました。

何か御意見はございませんか。

原田議員。

○原田議員 この消防無線については、消防団にも無線が配備されていると思うんですよ。この消防団の無線については、今回更新はないということですかね。

○佐々木議長 浅海消防長。

○浅海消防長 はい、今回の更新は、先ほど説明した4か所の更新の工事のみとなります。

○佐々木議長 原田議員。

○原田議員 その消防団の無線については、これもやっぱり10年ぐらいたつと思うんですが、この更新はもうしなくても大丈夫ということですか。

○佐々木議長 浅海消防長。

○浅海消防長 消防団の無線はアナログ回線になっておりますので、一応、今回は更新しないということになっています。

○佐々木議長 よろしいですかね。

金繁議員。

○金繁議員 2億円余りの大きな支出になるので、その内容について、もう少し詳しく情報を頂きたいんですけど、2の(2)の予算計上、消防救急デジタル無線改修工事って、改修工事とは工事費だけということですよ、設備とか物とかは別——要は、その2億円の内訳を出していただきたいんですけど。

○佐々木議長 資料の提出でいいですか。次の本会議までに。

○金繁議員 お願いできますか、議長。

○佐々木議長 よろしいですかね。

そうしたら、本会議までに資料の提出をお願いします。

○浅海消防長 はい、分かりました。

○佐々木議長 よろしいですかね。ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 ないようなので、4番を終わりたいと思います。

続きまして、5番、高齢者タクシー利用助成事業の対象拡大について、理事者の説明をお願いします。

大間知高齢者支援課長。

○大間知高齢者支援課長 それでは、高齢者支援課から、高齢者タクシー利用助成事業に係る対象者の拡大について説明をいたしますので、資料5を御覧ください。

1、政策の発生源・提案に至るまでの経緯ですが、この事業は、路線バスの利用が困難な高齢者の交通手段の確保を図り、在宅福祉の増進に寄与することを目的に、タクシー利用補助券を配布する事業であります。300メートルの距離を歩けない方や、バス停が近くにあってもバスの乗降ができない方への対応が不十分である等の指摘を受け、80歳以上の方に関して、バスの乗降地点から自宅までの距離が300メートル以上離れていることとする距離要件を令和5年4月から撤廃しております。

さらにこのたび、中村町長の公約の1つに掲げる「高齢者も安心のまちづくり（高齢者や障がいのある方など交通弱者にやさしい町へ）」の一部実現に向け、住宅からバス乗降地点までの距離を問わない年齢を引き下げることとし、第1回定例会にて条例の改正案を提出するとともに、必要経費を一般会計当初予算に計上する予定としております。

2の事業の概要ですが、これまで「80歳以上」としていた、住居からバス乗降地点までの

距離を問わない年齢を「75歳以上」に引き下げることで、全ての後期高齢者に係る距離要件を撤廃し、路線バスの利用が困難な高齢者の通院や買物などの日常的な移動手段の確保を図ってまいります。

3、総合計画との整合性につきましては、「施策1－2－4、住み慣れた地域で安心して暮らすための体制整備」に属する事業となります。

4、他の自治体の類似する政策との比較検討につきましては、松野町、鬼北町及び久万高原町に類似した制度があるものと認識をしております。

5、町民参加の有無とその内容につきましては、町内のタクシー事業者で、その内容はサービスの提供となります。

6、関係ある法令及び条例につきましては、本事業の根拠条例は、愛南町高齢者タクシー利用助成条例となります。今回の変更に伴い、第1回定例会に一部改正条例案を提出したいと考えております。

7、事業費の内訳につきましては、令和7年度当初予算に総事業費として2,938万2,000円を計上予定で、内訳といたしましては、助成券の印刷に係る需用費30万1,000円、タクシー利用に係る扶助費2,908万1,000円、この扶助費のうち対象拡大に伴う経費といたしまして508万1,000円を見込んでおります。また、財源といたしましては、過疎対策事業債2,400万円、一般財源538万2,000円を見込んでおります。

8、将来にわたるコスト計算ですが、現時点におきましては、今後も令和7年度と同様の費用を要するものと考えておりますが、利用状況によっては多少の増減もあるものと思われます。

以上、高齢者タクシー利用助成事業の対象拡大についての説明とします。よろしく申し上げます。

○佐々木議長 説明が終わりました。

御意見ございませんか。

金繁議員。

○金繁議員 この件、一般質問でもさせていただいて、80歳ではなく75歳まで引き下げようということ求めてきました。その際に、75歳まで引き下げた場合、予算が幾ら増加するのかと、見積もっているのかと、会議では話し合っただけで算出もしているけれども情報提供はできませんということでした、当時。これ結局幾らぐらい上がるのかということが1点。

2点目は、タクシー営業がどんどん縮小されていって町内、夜間になると利用できないと、困っているという高齢者の声も聞きます。その辺の状況把握と対策はどのようにお考えかが2点目。

それから3点目は、これ交通弱者への支援ということで非常に良いことなんですが、このタクシー券をもらうまで、入手できるまでに、2回役場に行かないといけない。1回目は申請に行く、2回目はできたから取りに来いと。これ交通弱者ですから、車もない、近くの人だったらまだ何とか歩いてこられたり、あいなんバスに乗ったり、何とかするかもしれませんが、本当に遠くの方は、もうこれだけでタクシー券を何枚も使わないといけないという状況なんです。しかも、足の不自由な方もいらっしゃる。

なので、ほかの町を調べたんですけれども、1回目、1回もう申請してタクシー券をもらっている方は、次の年度からは自動的に郵送で送ってくるという町もあります。さらには、もう対象者には全員最初から郵送で送っているという町もありました。

この2回役場に来いという手続を何とか、せっかく良い制度なので、利用してもらうために改善していただきたいんですけれども、その点についてはどうでしょうか。

以上、3点お願いします。

○佐々木議長 大間知高齢者支援課長。

○大間知高齢者支援課長 まず、費用につきましては、75歳まで引き下げた場合でありますけれ

ども、先ほどもちょっと触れましたが、約508万——510万円ほどの経費が増えるものと見込んでおります。

2点目のタクシー事業者の規模縮小というか、利用しづらいと、特に夜間ということでありましたけれども、申し訳ありません、その辺につきましてはちょっと現状では把握できておりません。

3点目の2回行かないとということでもありますけれども、またこれにつきましては、今すぐの御返答というのは難しいかと思えますけれども、郵送する場合、対象者がかなりの数いらっしゃるって、1,300——1,400人近い方が対象となってくると思えますので、金券になりますので、簡易書留であるとか、そういったことで経費もかかってくるということもありますし、また自動的な申請があったとみなすというようなところにつきましても、また今後の課題として考えていけたらと思います。この場で明言はちょっといたしかねます。

以上です。

○佐々木議長 ほかに。

少林議員。

○少林議員 2点お聞かせください。

個々、1人分でどれぐらいのタクシー券になるかちょっと書かれていないんですが、それを教えてください。

そしてもう一つ、このタクシー券を作るときの条件とかありますか。例えば、必ず病院は入れとかんといけんとか、そういう何か使用するときの条件みたいなものがありましたらお願いします。

○佐々木議長 大間知高齢者支援課長。

○大間知高齢者支援課長 額面でありますけれども、これにつきましては、基本500円券を50枚というところがほぼほぼでありますけれども、バス停までの距離が長いところ、脇本、中玉につきましては1,500円券、猿鳴につきましては1,000円券、長月第4と左右水、中浦のほうの左右水でありますけれども、そこ大浜については800円券といたしまして、その他が500円券を50枚であります。

2点目の目的でありますけれども、外出支援ということでもありますので、病院に行かないといけないとか、そういう要件はありません。

以上です。

○佐々木議長 よろしいですかね。

嘉喜山議員。

○嘉喜山議員 前々から思ってたんですけど、この高齢者タクシー利用助成条例、これどうしても条例でないといけない理由をお聞かせください。

○佐々木議長 大間知高齢者支援課長。

○大間知高齢者支援課長 前回、愛南町福祉タクシーからこの条例を改正して改めたときに、この時点で対象が3,000人余り見込んでおるということでありまして、その前回の時点で、対象人数も多いということで条例で定めることが適切だと判断したというような経緯は、残ってはいるんですけども。

○佐々木議長 嘉喜山議員。

○嘉喜山議員 類似の扶助費もしくは補助的な事業からするとですよ、これだけが突出しとるんで、その辺はもう一度検討したほうがいいと思うんですが。

○佐々木議長 木原副町長。

○木原副町長 私のほうでお答えさせていただきます。

本当に、嘉喜山議員におっしゃっていただいているように、我々も簡素化して規則等で運用したいところではありますけど、もともと条例で制定されて、運用をしております。令和5年

に80歳の条件を緩和したときにも、そういう御意見を頂いたんですけど、そこで規則にするとなると、またいろいろな面で、議会に対しての我々側としての責任をちょっと果たせなくなる部分もあるので、もう条例のまま踏襲をして、今回もその条例で改正をするというような運用にしております。議会のほうから、もうあえて条例の必要はないんじゃないというような御意見を頂きましたら、規則での運用も十分可能ではあると考えております。

以上です。

○佐々木議長 よろしいですかね。ほかにありませんね。

それでは、5番を終わりたいと思います。

続きまして、6番、学校体育館空調設備の整備について、理事者の説明を求めます。

坂本学校教育課長。

○坂本学校教育課長 学校教育課長から、資料6、学校体育館空調設備の整備について御説明をいたします。

1の政策の発生源ですが、近年、夏場の気温上昇により、児童生徒が体育館で活動する際に熱中症となる危険性が以前より高くなっています。体育館にエアコンを設置することは、熱中症事故を未然に防ぐ有効な手段となるほか、体育館は大規模災害時の避難場所にも指定されており、災害時の備えや防災拠点施設の整備という観点においても、体育館へのエアコンの整備は喫緊の課題となっているため、順次、整備を進めていくものです。

2の現状ですが、本町の小中学校体育館へのエアコン設置状況は、令和6年8月に企業版ふるさと納税を活用して城辺中学校に整備したものと、一本松交流促進センターを使用している一本松中学校の2校のみで、設置率は16.6%となっております。

参考まで、全国の小中学校体育館の設置率は22.1%、愛媛県の小中学校体育館の設置率は2%となっております。これは、令和6年9月末現在の数字であります。

3の令和7年度の整備予定等ですが、御荘中学校、平城小学校、城辺小学校の3校を予定しております。予算計上額は、3校分で3億円となっております。

4の総合計画との整合性です。政策5「豊かな心と文化を育むためのひとづくり」、施策5-1「学校教育の充実」、基本事業5「安全安心な教育環境の整備」となります。

5の町民参加の有無とその内容については、特にございません。

6の財源措置ですが、緊急防災・減災事業債を活用する予定としており、充当率は100%で、交付税算入額は起債額の70%となる2億1,000万円、一般財源は9,000万円となります。

以上で、資料6の説明を終わらせていただきます。

○佐々木議長 説明が終わりました。

御意見ございませんか。

鷹野副議長。

○鷹野副議長 この設備の耐用年数って大体どのぐらいなんでしょうか。何年ぐらいで取替えが必要なのか分かりますかね。

○佐々木議長 坂本学校教育課長。

○坂本学校教育課長 今年度、城辺中学校に整備したエアコンの耐用年数でいいますと、20年ということであっていただいているということです。

以上です。

○佐々木議長 ほかに。

吉田議員。

○吉田議員 これ設置していただくのは大変いいことなんですけど、夜間、一般町民が使う場合に熱中症になる可能性もありますので、早く使用料金を決めて、何ていうんですかね、運営をしてほしいと思うんですが、その辺はまだ、城辺小中学校については決まっていらないんでしょうか。

○佐々木議長 坂本学校教育課長。

○坂本学校教育課長 お答えします。

夜間の学校施設の利用については、社会体育になりますので、学校教育課ではなくて生涯学習課の所管にはなるんですけれども、当然、連携を図りながら要綱等の作成はしたいと考えております。

以上です。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 これも緊急防災・減災事業債を活用するとはいえ、やはり一般財源も9,000万円と大きな額を出すので、内訳、工事費とか設備費とかその見積りのようなものを出していただけたらと思いますが、いいですかね、議長。

○佐々木議長 資料、提出、よろしいですかね。構わんですか。

○金繁議員 すみません、それともう一点。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 これ、将来にわたるコスト計算が書かれていないんですけれども、つけることはもちろん私も大賛成で、災害時にも活用される体育館なので賛成なんですけど、一応将来どんなコストがかかるかというのは、出していただけるとありがたいです。

というのは、例えばB&Gに冷房つけるときに、1時間当たりどのくらいの電気代が要るといことは生涯学習課のほうでは出されていまして、できれば同列で出していただきたいと思うんですけど、どうですか。

○佐々木議長 よろしいですかね。併せて提出をお願いいたします。

ほかにはないですか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 ないようなので、6番を終わりたいと思います。

続きまして、7番、愛南町と愛南警察署との「大規模災害時等における旧長月小学校の使用に関する協定」の締結について、理事者の説明を求めます。

坂本学校教育課長。

○坂本学校教育課長 愛南町と愛南警察署との「大規模災害時等における旧長月小学校の使用に関する協定」の締結について、御説明いたします。

1の目的ですが、地震等の大規模災害の発生により、愛南警察署の庁舎が倒壊・水没等して使用不能になるおそれがある場合に、愛南町教育委員会が管理する閉校となった旧長月小学校校舎を愛南警察署の代替施設として活用すること及び災害救助部隊等の拠点として使用することを目的とするものです。

2のこれまでの経緯ですが、令和6年11月21日付で、愛南警察署から町教育委員会に対し、大規模災害発生時における旧長月小学校の利用について要望を受けております。

その後、関係者による協議と現地確認を実施し、利用目的が大規模災害時で愛南警察署の庁舎が倒壊・水没等して使用不能になるおそれがある場合に限られること、また、平時の学校施設の使用についてはこれまでどおり特に支障がないことなどから、両方で協定を締結することで合意をしております。

なお、長月地区に対しては、本年1月16日に開催されました長月地区の役員会において、これまでの経緯と内容の説明を行い、地区の皆様方の同意を得ております。

3の協定の名称は、「大規模災害時等における旧長月小学校の使用に関する協定」です。協定の相手方は愛南警察署で、協定締結予定日は令和7年3月4日、火曜日を予定しております。なお、施設の所在地は愛南町御荘長月853番地です。

次に、協定書の内容について説明しますので、資料3ページを御覧ください。

ポイントを絞って説明させていただきます。

まず、第2条の使用の承諾です。甲は愛南町となります。甲は、本協定に定めるところにより、有事の際、乙——愛南警察署になります、乙が旧校舎の一部及びグラウンドを警備本部等の警察活動施設または救援に來た災害救助部隊等の拠点として使用することを承諾するものとします。

第4条、使用箇所の指定について、甲が使用を承諾する旧校舎の一部とは、原則として甲が指定する階層または区画の範囲内で拠点を指定できることとし、必要があるときは区画を拡張することができるとしております。

4ページを御覧ください。

第7条の使用料ですが、使用に係る諸費用は無償としますが、旧校舎の使用が終了したときは、消費したものを除き、原状回復する義務を負うとしております。元どおりにして返していただくということとなります。

第9条、管理責任です。甲は、乙及び災害救助部隊等の旧校舎の使用や、乙が平時から保管する災害装備品等に事故が発生した場合に対する責任は一切負いません。

第10条の有効期間ですが、この協定の有効期間は協定の締結の日から1年としますが、有効期間満了の1か月前までに双方から意思表示がないときは1年間更新されたものとし、以後も同様とします。

なお、閉校となった学校を警察の代替施設として活用する協定の締結は、愛媛県で初めての事例となると聞いております。

以上で説明を終わります。

○佐々木議長 説明が終わりました。

御意見ございませんか。

尾崎議員。

○尾崎議員 廃校施設の利活用ということで、非常にこの件は私も賛成なんですけれども、一点だけちょっと確認したいと思います。

この協定書の中の3ページの第3条に、大規模災害時の発生に備えて旧校舎内に災害装備品とか備蓄食料を保管することができるということになっておりますが、現在、備蓄が体育館等にもされていないというような状況であります。これについて、できるということなんです、早急に備蓄していただきたいという思いもあるんですけれども、この点についてはどうなのでしょう。備蓄する予定はあるのでしょうか。

○佐々木議長 坂本学校教育課長。

○坂本学校教育課長 お答えします。

ただいまの第3条の、あらかじめ災害装備品・備蓄食料品等を保管することができるという文言ですが、これはいわゆる地区住民等が使用する備蓄品ではなくて、愛南警察署が備蓄するものになりますので、ですので愛南警察署に特定された災害装備品と備蓄食料ということになります。

以上です。

○佐々木議長 よろしいですか。

吉田議員。

○吉田議員 使用しない階層については、ほかに何か利用方法か一般に貸出しをするとか、そういうことはあるのでしょうか。

○佐々木議長 坂本学校教育課長。

○坂本学校教育課長 まず、平時においてはこれまでどおり全く支障なく使えますので、教育委員会としては引き続き、閉校校舎の利活用について広く告知をしながら、利用について進めていきたいと考えております。

以上です。

○佐々木議長 ほかにありませんか。

金繁議員。

○金繁議員 先ほどの尾崎議員の質問に関連してなんですけど、この備蓄というのは、警察用のと、警察の職員及び警察の業務遂行上必要な備蓄ということになるんですかね。愛南町民を含むということですか、一般住民を含むのかという対象の確認が1点と、それから県内で初めてということなんですけど、大まかな経緯を教えてくださいませんか。というのも、先ほども吉田議員のほうからも質問がありましたが、これ廃校施設ということで、一応、どのように活用するかフローを決めていたと思いますが、そのフロー、地区住民の利用がまず最優先されてというそのステップが決められております。ですので、そのフローを踏んだのか、経緯はどういう発端からこうなったのかという点をお伺いします。

それから3点目は、地区の同意なんですけど、長月地区役員会に説明を行って同意を得たということなんですけど、これまあ区長さんらという、行政協力員ということですよ。行政協力員のお仕事というのは、愛南町の規定では、町と住民との連絡・調整事務ということになっています。連絡・調整なので、住民との、役員以外の住民にも知らせて調整しないといけないと思うんですけれども、町としてはこの文面を読んだだけで私が理解するには、役員に伝えてオーケーと言われて終わっているような気がするんですけど、そういうことでしょうか。それとも、しっかりと地区住民の方に知らせていただいて、大方の同意を得たということでしょうか。というのも、ある長月の住民の方から全く聞いていないというお声も聞きましたので、確認させてください。

以上、3点です。

○佐々木議長 坂本学校教育課長。

○坂本学校教育課長 まず1点目の、災害装備品と備蓄食料ですが、今回は愛南町と愛南警察署との間での協定ということなので、先ほども御説明しましたが、第3条にうたわれている災害装備品と備蓄食料については、あくまでも警察が非常時に、緊急事態のときに警察署の代替として移ってきたときに、当然必要となる装備品・食料となります。

次に、2点目のフローですかね、施設利用の、これについては、長月小学校の利活用については、今年の夏に地区の皆さんに対してアンケート調査を実施しております。そのアンケート調査の結果では、一番やはり防災関係、防災の拠点として使ってほしいというような意見が約半数、50%近くだったかと想定しております。このアンケート結果を踏まえて、地区のほうに説明に行っております。

ですので、まずはフローによると、地区の住民の皆さんで施設の利活用を考えてほしいということで、アンケートの結果の説明を踏まえてお話しにいったんですが、その時点では特に今のところ長月地区のほうでは利活用は今のところありませんというような御返事を頂いております。

併せて、今回、警察のこの協定なんですけど、これは先ほども言いましたように平時は普通に支障なく学校施設を使えますので、あくまでも大規模災害が発生して、現在の愛南警察署が使用できなくなって、やむなくどこかの場所に代替施設を設けなければならなくなった場合ということで、なかなかまれなケースではないかと思われますので、特にその、学校の休校施設の利用について、施設の利用について、平時のですね、については特に問題がないので、そのフローに沿って進めていくことになります。

3点目の地区の役員以外への周知ということだったと思うんですが、1月16日に長月地区の役員会のほうに同席させていただきまして、これまでの経緯等を御説明して、役員の皆様からは今回の趣旨に対して賛同をいただいております。

そもそもこの協定の発生源なんですけど、東日本大震災とか去年の能登の震災を踏まえて、警察のほうで、やはり能登のほうでも大規模災害等の発生時はかなり社会が混乱するということ

で、まず警察組織、治安を維持するという意味でも、警察組織をどこにもっていくかというのは非常大事なものでありますので。また、この今回の協定で、町外から来る災害救助部隊等の拠点施設とするということもうたっております。これは事前に、大規模災害が起きたときに、そのとき町外から来る災害救助部隊はここに来てくださいということで、事前に明確にしておくことで、いざ大規模災害が発生した場合も比較的スムーズな対応ができるのではないかと思います。愛南警察署のほうからお話を頂いたものであります。

以上です。

○佐々木議長 よろしいですかね。ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 ほかにないようなので、7番を終わりたいと思います。

続きまして、8番、新しい地方経済・生活環境創生交付金の申請について、理事者の説明を求めます。

清水企画財政課長。

○清水企画財政課長 企画財政課から、新しい地方経済・生活環境創生交付金の申請について報告いたします。

自主性と創意工夫により、地方自治体が自由度の高い事業を行うことができるよう、新たに「新しい地方経済・生活環境創生交付金」が創設されましたので、愛南町も地域活性化への取組として事業申請をすることといたしました。

事業の具体的な内容につきましては、地域の魅力を磨き上げ、保全し、活用することを通じて魅力的な地域づくりに取り組み、町外、国内に誇れる愛南町を実感し、地域のために活躍する人材を育成することを目指し、大きく3つのメニューに区分し事業申請いたします。

まず1つ目ですが、「7つのぎょしょくを核とした若者たちによる地域の魅力の再発見、担い手育成事業」といたしまして、「小中学生・高校生を対象とした出前授業等」「水産業に関わる知見・体験や伝統行事の記録・保存・普及啓発」などでございます。

2つ目は、「地域の魅力の最大化と関係人口の増加を目指す「ぎょしょく」ツーリズム推進事業」といたしまして、「視察研修などの来訪者に対する体験コンテンツの企画・営業・実証」「中間支援組織(Umida s)の運営補助」「観光施設等の再編・設置の構想・計画」などでございます。

3つ目は、「世界とつながる農業・水産業・観光業の持続化実装事業」として、「農水産物の販路拡大、輸出促進の調査・PR活動への支援」「一次産業就業候補人材のマッチング」などとなっております。この中で、実際に令和7年度の当初予算に計上している事業は、「中間支援組織(Umida s)の運営補助」となります。

総合計画での位置づけは、政策3の「活力ある産業を育てるまちづくり」となります。

他の自治体との比較検討はございません。

町民参加につきましては、主に海業の取組等による関係者、小中学生・高校生の方々などになろうかと思います。

関係する法令は、地域再生法です。

事業費につきましては、まだ採択に至っていない段階でございますので、不明な部分がありますが、令和7年度の事業として約3,500万円を予定しております。採択されれば2分の1が補助されることとなります。

補助事業によりまして完結するソフト事業で、将来のコストは出ないものと思います。いわゆる町がやる取組に対して補助金を取りにいくというようなスタイルでございます。

以上、企画財政課からの報告といたします。

以上です。

○佐々木議長 説明が終わりました。

御意見ございませんか。

金繁議員。

○金繁議員 これ、補助金を取りに行くのはいいことだと思うし、内容も素晴らしいと思うんですが、いつ頃これ決定されるのかということと、交付の時期、それからこれ1年度、会計年度だけなのか、それとも来年度以降はまた新たに申請して、交付を期待しないといけないのか、それとも3年間とかそういうスパンがあるのか、お願いします。

○佐々木議長 清水企画財政課長。

○清水企画財政課長 補助金の申請自体はもう既にやっておるんですけども、交付決定の時期というのは来年度早々という話になろうかと思います。

それで、今年度は3,500万円の計上をしておりますけど、最大3年間、同額程度が、事業が、予定をしたいんですけども、まだ決定ではございません。計画では出すつもりではおりますけれども、内容についてはまた変更される可能性もございます。ただ、見通しとしては、3,500万円かけ——3,000万円程度を3年間ということとしております。

以上です。

○佐々木議長 よろしいですかね。ほかにありませんか。

嘉喜山議員。

○嘉喜山議員 ちょっと教えてほしいんですけど、地域再生法における計画——地域再生計画、これってというのはもうつくったんでしょうか。つくっていない。

○佐々木議長 清水企画財政課長。

○清水企画財政課長 この補助金を取りに行くのに実施計画というのが当然必要なので、その計画はできております。それで申請しております。

以上です。

○佐々木議長 いいですかね。ほかに。

金繁議員。

○金繁議員 その再生計画というのは、どこにあるんですかね。

○佐々木議長 清水企画財政課長。

○清水企画財政課長 補助金を取りに行く申請段階の資料でございます。町が再生計画というのを添付して、補助金を取りに行くという仕組みになっております。

以上です。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 一応それを議会に共有していただくことはできますかね。

○佐々木議長 清水企画財政課長。

○清水企画財政課長 申請書を共有することは構いません。

以上です。

○佐々木議長 よろしいですか。ほかにありませんかね。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 それでは、8番を終わりたいと思います。

続きまして、9番、愛南町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正及び海業中間支援法人の設立について、理事者の説明を求めます。

立花総務課長。

○立花総務課長 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例改正及び海業中間支援法人の設立について、説明させていただきます。

初めに、1の政策の発生源・提案に至るまでの経緯についてですが、先月27日開催の第2回議員全員協議会において報告をしました、一般社団法人U m i d a sの設立について、U m i d a sへ愛南町職員を派遣し、その業務に従事させるために必要な事項を定めるため、公益

的法人等への職員の派遣等に関する条例の改正を行うとともに、U m i d a s の活動に必要な予算措置を講じることとしております。

次に、2の事業の概要についてですが、条例改正の内容は、現条例では公益的法人等への職員の派遣をする場合、社会福祉法人御荘福祉施設協会及び社会福祉法人愛南町社会福祉協議会にしか職員を派遣することができないため、第2条第1項の次に「前号に掲げるもののほか、その業務の全部又は一部が町の事務又は事業と密接な関連を有する法人」を追加するものです。

以降のU m i d a s の概要等につきましては、水産課海業推進室浜辺室長から説明をさせていただきます。

○佐々木議長 浜辺海業推進室長。

○浜辺海業推進室長 水産課海業推進室から、一般社団法人U m i d a s の概要及び関連する予算措置について御説明させていただきます。

一般社団法人U m i d a s は、海業によって地域の魅力を再発見し、地域経済の活性化につなげていくことで、長く幸せに生活できる愛南町を実現することを目的として設立します。海の魅力を教育活動につなげてきた「ぎょしょく普及推進協議会」の取組をベースとしながら、これと観光を結びつけて着地型観光を設立するなどの事業を行います。この観点から、現在、御荘公園の町有地にある観光協会に隣接して事務所を設置します。

また、代表者については、他の自治体の類似する事例、4にも記載しますように、大洲市のキタ・マネジメントさん、伊予市の伊予市観光物産協会ソレイヨさんなどを参照しながら、中村町長が就任することで、本法人に参加予定の団体や理事の皆様から昨日承認をいただいております。それに当たりまして昨日夕方、本資料について一部差替えを行っておりますことを改めてここで御報告させていただきます。

事業内容につきまして、愛南町の地域資源の価値や魅力の最大化、商品化、販売や情報発信などを行う予定です。例えば、着地型観光を造成しまして、愛南に来ないと体験できない魅力を提供する、そういったようなツーリズムの実施などを考えてございます。

参加する団体としましては、1月27日に御報告したとおり8者で、資料に記載しておりますとおりです。

設立時期につきましては、今、目下作業を行っておりますが、3月5日を目途に作業を進めてございます。

運営体制につきましては、プロパー職員1名、先ほど立花総務課長からも御説明がありましたように役場からの出向1名の計2名の事務職員を擁してから始めることと考えてございます。

3の総合計画との整合性につきまして、3-1の「水産業の振興」を基本としながら、「観光・物産の振興」ですとか「雇用・人材の確保」にも資するものと考えてございます。

次ページの7の事業費・財源措置について御覧ください。2件予定してございます。

1件目は、水産庁による新規の国庫補助事業「海業取組促進事業補助金」の活用です。国から県、町を經由してU m i d a s の事業・活動経費として措置をする予定でございます。こちらは500万円定額の補助事業でして、国からの内示は既に頂いており、3月の補正予算として計上する予定としてございます。

2件目は、先ほど御説明のあった、「新しい地方経済・生活環境創生交付金の申請について」で御説明した交付金になります。このうち1,650万円をU m i d a s の事業・活動経費として補助することと考えてございます。

8の将来にわたるコスト計算につきましては、U m i d a s が自立自走を前提として事業運営を行っていくことができるよう、立上げ期の事業費・運営費について支援してまいりたいと考えております。

以上、報告とさせていただきます。

○佐々木議長 説明が終わりました。

これより御意見を伺います。

金繁議員。

○金繁議員 着地型の観光に力を入れているように聞こえるんですが、これは着地型の観光の資格を持っている方はすぐに確保できるんですかね。

○佐々木議長 浜辺海業推進室長。

○浜辺海業推進室長 着地型観光そのものの資格というのは認識していないんですけれども、旅行業の資格ですとか取扱いの免許、この2点が必要になってこようかと思いますが、町内にも何者かいらっしゃるというのがありますし、あと東京のほうとか、そういった旅行会社さんとの連携というものも考えて進めていきたいなというふうに考えてございます。

佐田岬の観光事業に関しても、資格は持っていないんですけれども、そういった着地型観光を商品として販売している例もございます。

○佐々木議長 よろしいですかね。ほかにありませんか。

吉村議員。

○吉村議員 これあの、町長のほうがいいのかな、観光協会の場所の移転を、多分出とったと思うんですけれども、これ、その隣接地ということで、当然登記もしなきゃいけないはずなんです、その辺、将来構想も併せて、どうなんですか。

○佐々木議長 中村町長。

○中村町長 まず現時点で考えているのが観光協会の隣で、非常に今の観光協会自体も目立ちづらい、見づらいという、そういう話も聞いていますので、手前の生け垣等は少しカットさせていただいて、きちっと看板等が見える状態にして。将来的に、事業がやはりどんどん活発になっていけば、今回考えている場所で設置する施設だけでは恐らく手狭になってこようかと思うので、その際にはやはりきちっとした場所を考えていくと、小さく産んで大きく育てるという考えで取組を進めております。

以上です。

○佐々木議長 吉村議員。

○吉村議員 ということは、取りあえずは、設立は今の場所ですということですね。登記するわけでしょう。

○佐々木議長 中村町長。

○中村町長 はい、そうです。

○佐々木議長 よろしいですか。いいですかね。ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 ほかにないようなので、9番を終わりたいと思います。

ここで暫時休憩します。10分間休憩します。

(休憩)

○佐々木議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、10番、愛南町ひとり親家庭医療費助成条例の一部改正について、理事者の説明を求めます。

飯田町民課長。

○飯田町民課長 町民課のほうから、愛南町ひとり親家庭医療費助成条例の一部改正について報告させていただきます。

案件名は「一部改正について」としてありますが、説明資料としましては、助成事業の拡充内容という観点から作成しておりますので、その点、御了承いただきますようお願いいたします。

まず、1、政策の発生源・提案に至るまでの経緯につきましては、本助成制度は県補助事業

でありまして、保険適用医療費の自己負担分を助成することによりまして、ひとり親家庭の保健の向上と福祉の増進に寄与することを目的とし、現行の制度では、①ひとり親家庭、②準ひとり親家庭及び①あるいは②であって20歳に達した日以後において引き続き大学、高等専門学校に就学している児童及びその家庭主を対象としているところでございますが、子育て支援の充実、また福祉医療費助成制度の充実の観点から、職業もしくは实际生活に必要な能力を育成し、または教養の向上を図ることを目的とした専修学校などへの対象の拡大について、行政の公平性を踏まえながら実施・制度拡充に向けて調査・研究しておりました。

2、事業の概要につきましては、現行に加え、学校教育法第124条に規定する専修学校、学校教育法第134条第1項に規定する各種学校、国民年金法施行規則第77条の6に規定する教育施設を対象に制度を拡充することとしております。

3、総合計画との整合性につきましては資料のとおりでございます。また、4の他の自治体の類似する政策との比較検討につきましては、愛媛県内での先例として、松前町が平成27年度から同様の制度拡充を行っておるところでございます。

6、関係ある法令及び条例につきましては、本助成制度の大本である、愛媛県ひとり親家庭医療費補助金交付要綱、また、この3月定例議会へ一部改正案を上程予定であります、愛南町ひとり親家庭医療費助成条例、そして、同条例施行規則となっております。

7の事業費・財源措置につきましては、令和7年度当初予算額としまして、現行分が1,291万4,000円で2分の1の県補助事業であります。拡充分が140万5,000円で町単独事業となりますが、過疎対策事業債を充てる予定で、合計で1,431万9,000円としております。

8の将来にわたるコスト計算につきましては、人口減少、少子化傾向にあります。医療の高度化等による医療費の増加が見込まれることから、令和7年度当初予算計上額と同等の予算を要すると予測しております。

3ページには、この3月定例議会へ上程予定である条例一部改正案における新旧対照表をつけております。第2条第3号中のアの太文字の部分が現行制度の部分でございます。赤文字イ、ウ、エとして、拡大する対象学校・施設に就学している者として新設をしております。

以上、愛南町ひとり親家庭医療費助成条例の一部改正についての御報告でございます。お願いいたします。

○佐々木議長 説明が終わりました。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 ないようなので、10番を終わりたいと思います。

続きまして、11番、愛南町の公共的料金の現状及び方向性について、理事者の説明を求めます。

山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 それでは、まず環境衛生課より説明しますので、資料11を御覧ください。

1の下水道事業についてですが、まず(1)の現状につきましては、本町の下水道料金の料金体系は、小規模下水道事業と浄化槽整備事業で異なっていることから料金格差があり、公平性の観点から課題となっております。

現状としましては、①の小規模下水道事業では、水道使用量を基に算出する方法となっており、20立方メートル当たりの使用料は2,620円となり、愛媛県平均と比較すると510円低い料金水準となっております。②の浄化槽整備事業では、住宅の延べ面積に応じて算定する人槽制を採用しており、本町の主体となる5人槽の使用料は3,670円となり、愛媛県平均と比較すると345円高い料金水準となっております。

次に、(2)の今後の方向性につきましては、先ほどの説明のとおり、現行の小規模下水道

事業と浄化槽整備事業では差異があることから、料金体系の均一化が求められており、かつ、現行体系では将来の収支不足が予想されることから、将来的なサービスの持続可能性を確保するためには、現行の料金体系の見直しが必要であることから、昨年5月に開催しました第7回議員全員協議会で報告したとおり、愛南町環境審議会の答申内容を踏まえ、引き続き料金体系の均一化及び料金改定に向けた協議を進めていく必要があると考えております。

以上、簡単ですが、環境衛生課からの説明といたします。

○佐々木議長 説明が終わりました。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 ないようなので、11番を終わりたいと思います。

(発言する者あり)

○佐々木議長 ごめんなさい。2、国民健康保険税について。

飯田町民課長。

○飯田町民課長 2の国民健康保険税について、町民課から報告させていただきます。

まず、(1)現状につきましては、国民健康保険特別会計は、大きく分けて、歳入は被保険者から徴収する国民健康保険税、医療給付費や保健事業の取組等に対して交付される国・県支出金、そして一般会計繰入金となります。また、歳出は、事務経費に係る総務費、医療費の保険者負担分である保険給付費、県への保険税に当たる納付金、特定健診等の保健事業に係る保健事業費等となっておりますが、これら歳出に対し国民健康保険税の税収が足りておらず、その補填のため、一般会計からの繰入金に頼らざるを得ない状況でございます。

令和4年度には1億853万2,000円、令和5年度には9,718万3,000円の繰入れを行っており、被保険者数が減少傾向にあることに加え、医療の高度化等の要因からも、今後も同額程度の状況が続くものと考えられておりまして、国民健康保険税の税収確保が課題となっております。

(2)の今後の方向性につきましては、財政運営主体である愛媛県から示された国民健康保険運営方針に基づく「保険料水準の統一」に向けたロードマップにおいて示された、①令和11年度からの赤字補填目的の一般会計繰入れの完全廃止、②令和12年度からの国民健康保険税の所得割・資産割・均等割・平等割の4方式から資産割を廃止して3方式に統一する、③令和15年度からの県内保険料統一、また、令和5年度に町から県へ提出している、赤字削減解消計画を提出しているところでございますが、本町における国民健康保険特別会計財政状況の改善に向け、令和7年度——来年度には、国民健康保険運営協議会において国民健康保険税の資産割廃止を含めた税率改正の協議を進めてまいります。

2の国民健康保険税について、簡単でございますが以上でございます。

○佐々木議長 それでは、3の水道事業について説明をお願いします。

中道水道課長。

○中道水道課長 説明の前に、資料の訂正をお願いいたします。

(1)の現状の2行目、「平成元年」のところを「令和元年」に訂正願います。申し訳ございません。

では、引き続きまして水道課から、3、水道事業について御説明いたします。

まず、(1)の現状ですが、本町の水道料金は、平成23年4月に8.1%の値上げ、5年後の平成28年4月には13.2%の値上げを行っております。令和元年10月には消費税が8%から10%に引上げとなり、8トンまでの基本料金が税抜きで1,150円、9トン以上の超過料金については1トン当たり税抜きで200円での現行料金水準を維持しております。

本町はおおむね5年に一度料金を見直すこととしており、本来であれば令和3年度から料金改定を実施することとしておりましたが、新型コロナウイルス感染症による住民生活への影響を踏まえ

改定を先送りしており、直近の改定からは既に8年以上が経過しております。

次に、(2)の今後の方向性ですが、上水道事業会計におきましては、毎年度2%程度の給水人口減少に伴い、料金収入の確保が年々厳しくなっております。本来であれば、地方公営企業法に基づき、水道事業の運営に係る経費は料金収入で賄うのが原則であります。一般会計から基準外の繰入れを受け、運営を行っているのが現状であります。

将来にわたる住民への水道サービスの維持・確保のためには、料金の見直しが必要であり、愛南町水道事業運営審議会から頂きました、8トンまでの税抜き基本料金1,250円、9トン以上の税抜き超過料金1トン230円の答申内容を踏まえまして、引き続き料金改定に向けた協議を進めていく必要があると考えております。

以上、水道課からの報告といたします。

○佐々木議長 ありがとうございます。

続きまして、4番、愛媛ケーブルテレビの料金改定について、また改定時期について、説明をお願いします。

立花総務課長。

○立花総務課長 総務課から、4の愛媛ケーブルテレビの料金改定について、説明をさせていただきます。

株式会社愛媛CATVは、平成23年度から町内でケーブルテレビサービスを実施しており、先月1日現在の契約世帯数は7,530世帯で、町内世帯数の82.2%が加入している状況にあります。民間事業者が提供しておりますケーブルテレビサービスではありますが、多くの世帯が加入しております状況にありますことから、現状等を説明させていただきます。

(1)の現状についてですが、現在の町内でのテレビサービスの利用料金は、地上波のみの基本コースは税込み月額330円、地上波・BS放送のデジタルコースは月額550円、多チャンネルコース月額2,530円からとなっておりますが、多チャンネルコースについては令和7年2月から料金の改定を実施しております。なお、基本コース、デジタルコースは県内ケーブルテレビサービス利用料金の中で最も安い金額であります。

次に、(2)の今後の方向性についてですが、サービス開始から14年間、契約者数の多い基本コース及びデジタルコースについては、料金据置きで現在もサービス提供を行っておりますが、近年の物価高騰による材料費の高騰や人件費の高騰により、現在の利用料金では採算性が見込めずサービス提供の継続が危ぶまれる状況にあることから、来年度6月から基本コースとデジタルコースを一本化し、光再送信としてサービス提供を行い、利用料金を税込み月額770円に改定することを予定しております。なお、改定後も利用料金は県内のケーブルテレビサービスの中で最も安い金額であります。

最後に、5の改定時期についてですが、愛南町の公共的料金の改定については、住民の生活状況や経済的な負担を考慮するとともに、改定に関する情報を住民に伝えるため、適切な周知期間を設けることとしております。

以上で説明を終わります。

○佐々木議長 1から5の説明が終わりました。

ただいまより御意見を伺います。御意見ありませんか。

金繁議員。

○金繁議員 これ、どれも基本的には値上げしたいということですね。ケーブルテレビについては来年度——今年の6月から値上げということなんですけど、その他の3つ、下水道、国民健康保険、水道事業について、いつ、来年度からということをお考えなんですか。という点が1点。

それから、国民健康保険について、今後の方向性で、まあ県の方向性とかもあるんですけど、この内容を見ると、かなり値上がりするんじゃないかなという、保険料が、という印象なんです

けど、実際どのぐらいの値上がりを見込まれているのかという点が2点目。

3点目なんですけど、水道事業、まあ前から本会議でも提案しているんですけど、宇和島の水道を使われている内海の半島の住民の方たちは、水道の開閉について、1回当たり1,400円でしたかね、あれを払わなくていいはずなんですけど、それ以外の町民の方は払わないといけなくて、もう80歳とか後期高齢者の人たちが、本所や支所にその開閉の手続に来いと、お金を払えということで、非常につらいというお話を複数聞いていて、議会でも言っています。でも、それについて、年間、その開閉の手数料として30万円程度の収入があるのでやめられませんというようなお答えを頂いているんですけども、町民間の公平、まあ今度町長はまさにその宇和島の水道を使われているかと思うんですけど、公平の観点からもその点をもう一回、あっ違うんですかね、失礼しました、じゃあそのお金を愛南町だけ徴収しているという点について、後期高齢者の方たちがつらい目をしているので、そこを再度検討いただけたらという点、水道料金に関連してですけど、まあここで関連性がないということで駄目でしたらまた水道料金のところで本会議でお聞きしますけど、よろしくお願いします。

○佐々木議長 山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 先ほどのCATV以外のスケジュールという形にはなるんですけど、環境衛生課としての立場ではございますけど、やはり住民の生活状況、今の経済的な負担等もあります。また今、先ほど言いましたように最低でも3つ、水道、下水道、国保とありますので、そこら辺の優先順位もまた決めながら、考慮しながら、住民に影響が少ないタイミングを見計らいながら詳細なスケジュールについては今後、また理事者とも相談しながら進めていければと考えております。

以上です。

○佐々木議長 山本税務課長。

○山本税務課長 保険税の税額がどのぐらい上がるかということでしたので、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、先ほどの説明もあったように、今後も、令和5年度は約九千幾らかの繰入れがあったと思うんですけども、同程度の繰入れが見込まれるというような説明があったと思いますが、一律に、年度によって被保険者の状況、所得の状況も変わってきますので、一律には言えないんですけども、ちなみに同じような約9,000万円を、繰入れをなくした場合に、今後、試算割も廃止していく見込みですので、試算割は廃止した状況でいくと、まず所得割が、今は3つの合計で11.3%なんですけれども、それがおおむね15%程度、そして均等割と平等割の合計で、現在6万3,500円ですけども、それが9万3,000円程度でございます。

ただ、これは令和6年度の被保険者の状況ですので、将来のことについてはまだはっきりとは言えないことだけは申し添えておきます。

以上です。

○佐々木議長 中道水道課長。

○中道水道課長 水道料金改定のスケジュール、タイミング等につきましては、ほぼ下水道と同じようなタイミングで、しかるべき時期ということで検討していきたいと考えております。

以上です。

○佐々木議長 中道水道課長。

○中道水道課長 先ほど御質問いただきました開栓手数料の関係につきましては、現状では例規のほうにありますので、変更するということは今のところは考えていないんですけども、今後、他市町の状況等を見ながら、また研究していきたいと考えます。

以上です。

○佐々木議長 飯田町民課長。

○飯田町民課長 国民健康保険税について、いつからかということですが、先ほども説明

させていただきましたが、令和7年度に国民健康保険運営協議会におきまして、その試算割の廃止を含めた税率改正の協議を進めてまいります。それと同時に、もちろん他の公共的料金の値上げなりを踏まえながら決めていく予定でございます。

以上です。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 ありがとうございます。下水道と水道については、結局まあしかるべき時期というところで明言はされなかったんですけど、しかるべき時期をいつまでに決めるという予定はないですか。

○佐々木議長 山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 この環境審議会のほうでもありましたけれど、令和7年度以降という方向で答申は頂いております。本来では令和7年度以降ということで、令和7年度中に理事者と協議しながら、スケジュールとかそれも詰めながら、先ほど5番でもありましたように、住民への周知・説明も必要だと思いますので、その時期も踏まえた上で、できれば、何月何日までは、そこまではちょっとまだ今は説明することは難しいんですけど、そこら辺はまた理事者と協議しながら前に進めていければと考えております。

以上です。

○佐々木議長 よろしいですか。

山下議員。

○山下議員 先ほど、金繁議員の発言で、申請手数料30万円もあるんで、もうそれは変える必要がない、変えないという発言があったんですが、それは本当にそういう発言があったの。

○佐々木議長 中道水道課長。

○中道水道課長 以前の議会だったかと思うんですけども、本町の水道会計の一応収入源として30万円程度のものが入ってくることになりますので、その辺は財源としては貴重ですので、今のところ廃止する予定はないということを申し上げたことがございます。

以上です。

○佐々木議長 山下議員。

○山下議員 30万円程度の金額と、高齢者のその手続、どちらを優先するかっていうことをもつとよく考えてほしいと思います。今後の検討として。

○佐々木議長 よろしいですか。

中村町長。

○中村町長 はい、十分そこは検討します、前向きに。

○佐々木議長 いいですかね。ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 ないようなので、11番を終わりたいと思います。

続きまして、12番、し尿等運搬事業費等補助金について、理事者の説明を求めます。

山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 それでは、引き続き環境衛生課より説明しますので、資料12を御覧ください。

まず、1の政策の発生源・提案に至るまでの経緯についてですが、本町では、平成27年8月から、し尿及び浄化槽汚泥の処理を宇和島地区広域事務組合汚泥再生センターへ業務が移行されたことに伴い、同センターに運搬する業務等について、愛南環境衛生協同組合に対して補助金を交付し、業務を遂行しております。

提案の経緯としましては、平成27年3月に購入しました、し尿等運搬車両において、令和6年12月末現在で1号車の走行距離が81万4,870キロメートルとなり、かつ車両状態は決して良好とは言えず、近年では修繕料の増大をはじめ、車検時にはエンジンやブレーキ系

統の不良などを指摘されるなど、安全性に支障を来すおそれが生じているのが現状でございます。

その状況を踏まえ、愛南町し尿等運搬事業費等補助金交付要綱の規定により、現状等について協議・検討した結果、新たに運搬車両の購入補助金を交付することで、安全かつ安心に業務が遂行できるものと考えております。

次に、2の事業の概要についてですが、まず、(1)の補助金名は「し尿処理補助金（運搬車両購入補助金）」であります。

次に、(2)の補助金額ですが、3,600万円としております。

次に、(3)の購入予定車両の概要ですが、記載のと通りの性能・設備等を予定しております。

次に、(4)の年間業務実績としましては、令和5年度における運搬回数等を記載しており、1台当たり1日約3往復程度走行しておりますが、時期によりましては4往復する日もございます。

次に、3の総合計画との整合性についてですが、第3次愛南町総合計画の施策2-1「循環型社会の形成」における、基本事業名「ごみ処理体制の適正化」の、事務事業名「し尿処理補助事業」となっております。

次に、4の他の自治体の類似する政策との比較検討についてですが、県内では久万高原町が同様に運搬業務を実施しておりますが、以前、本町に視察に来ており、愛南町の運営方法を参考にしながら、令和4年4月から松山市エコセンターに運搬を行っております。なお、本町と久万高原町との現状について表にまとめておりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、5の町民参加の有無とその内容についてですが、特にありません。

次に、6の関係ある法令及び条例等についてですが、愛南町し尿等運搬事業費補助金交付要綱となっております。

次に、7の財源措置ですが、まず(1)の総事業費ですが、先ほど説明しましたとおり、3,600万円となっております。

次に、(2)の財源措置ですが、全額、一般財源で補うこととなっております。

最後に、8の将来にわたるコスト計算についてですが、今後、将来にわたり発生する経費としましては、1号車については新たに購入することから、修繕費の縮減につながるものと考えておりますが、同時期に購入した2号車につきましても同様の事由の報告があり、併せて、走行距離も令和6年12月末現在において77万7,753キロメートルとなっており、令和7年度中には80万キロメートルに到達する可能性が高いことから、2号車につきましても1号車同様、新たな購入について現状を踏まえながら協議・検討を重ねていく必要があるものと考えております。

以上、簡単ではございますが説明いたします。よろしくお願いいたします。

○佐々木議長 説明が終わりました。

御意見ありませんか。

尾崎議員。

○尾崎議員 この補助金額3,600万円、これは購入費に係る全額補助になるんですか。

○佐々木議長 山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 一応10分の10以内という形に決まっておりますので、3,600万円がいわゆる限度額という形にはなるかと思えます。

以上です。

○佐々木議長 ほかにありませんか。

山下議員。

○山下議員 ちょっと我々の常識からいえば、これ1台3,600万円、もう一台も77万キロメ

ートルで、どうせならこれもう2台購入して、我々の感覚でいえば2台購入すればある程度の割引とかあるんじゃないかと思うんですが、そういうのを検討すべきではないんですか。

○佐々木議長 山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 実は僕もちょっと考えて、その事業者には電話したんですけど、あまり安くはないかもしれないという回答も頂きましたし、ちょっと今、正直、先ほど言いましたように全て一般財源で賄うような形になっておりますので、財政負担も太いことから、ちょっと1台ずつ購入してはどうかという意見も出ましたので、今回は1号車だけという形で予算計上させていただいております。

以上です。

○佐々木議長 ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 ないようなので、12番を終わりたいと思います。

続きまして、13番、愛南町下水道事業経営戦略について、理事者の説明を求めます。

山本環境衛生課長。

○山本税務課長 それでは、引き続き環境衛生課より説明しますので、資料13を御覧ください。

まず、1の概要についてですが、近年の人口減少や少子高齢化の本格化、また地域社会構造の変化など、下水道事業を取り巻く社会情勢が著しく変化している中で、施設の老朽化に伴う更新費用及び維持管理費用の増大等、厳しい経営環境が見込まれております。

そのような状況の下、本町では令和6年度から公営企業会計を導入し、将来にわたり安定的なサービスの提供を継続するため、投資、財政計画及び事業の効率化、経営の健全化の取組を踏まえた中長期的な基本計画となる「愛南町下水道事業経営戦略」(案)を策定し、さらなる経営基盤の強化と財政マネジメントの強化を図ることとしております。

次に、2の策定の内容についてですが、総務省の経営戦略策定・改定ガイドライン及びマニュアルに基づき、以下の項目により策定しております。

主な内容の説明としましては、資料右側下のページ番号4で、1の事業概要では、各施設の名称、供用開始年度、使用人数等をはじめ、使用料の考え方や経営比較分析表を活用した現状分析を記載しております。

資料10ページ、2の将来の事業環境では、処理区域内人口、有収水量の予測や使用料収入、施設、組織の見通しを記載しております。

資料12ページ、3の経営の基本方針では、小規模下水道事業では、「水洗化の普及促進」と「収入の確保」の2点を基本方針として掲げ、持続的に安定したサービスの提供に取り組んでいくほか、町営浄化槽整備事業では、「PFI方式」や各種「補助金」、「SPC」の活用により、財政的に持続可能で、かつ豊かな自然環境と共生し快適に暮らせるまちづくりを推進していきます。

資料13ページ、4の投資、財政計画では、計画期間の令和16年度末までに、水洗化率96%以上、経常収支比率100%以上を目指すとともに、使用料の見直しについても審議会の答申を参考に、今後の料金改定の必要性について継続的に検討を続け、財源の確保を図っていきと考えております。

資料16ページ、5の経営戦略の事後検証等では、本計画につきましては、3年から5年を目途に見直しを検討するとともに、期間中に計画と実績の乖離が著しい場合にも、見直しを行うこととしております。

最後に同ページ、6のその他では、経費回収率向上に向けたロードマップとして、経費回収率を令和6年度決算見込みの49%から、計画期間末の令和16年度までに54%を目指していきたいと考えております。

なお、資料18ページから20ページまでには、投資、財政計画及び原価計算表を記載して

おりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、3の今後の対応についてですが、現在、町のホームページ等でパブリックコメントを実施しております。住民からの本策定案に対する意見を聴取し、可能な限り意見を反映していき、その後、正式にホームページにて公表したいと考えております。

以上、簡単ではございますが報告といたします。よろしくお願いいたします。

○佐々木議長 説明が終わりました。

ただいまより御意見を伺います。ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 ないようなので、13番を終わりたいと思います。

続きまして、14番、看護師等就職支援補助金事業について、理事者の説明を求めます。

中川保健福祉課長。

○中川保健福祉課長 保健福祉課から、看護師等就職支援補助金事業について御報告いたします。

1の政策の発生源・提案に至るまでの経緯についてですが、令和6年度に、町民より、愛南町の看護師支援のための寄附を受けました。愛南町内の医療機関・福祉施設において、看護師等専門職の確保が困難である状況から、高齢者や障害者を支援する専門職として医療機関や福祉施設に就職した者に補助を行い、医療・介護の安定的な確保を図るため、看護師等就職支援補助金事業を実施します。

2の事業の概要としましては、対象者を、令和7年4月1日以降に町内の医療機関・福祉施設等に新たに就職し、6か月以上勤務する者で、1週間の勤務が20時間以上ある者、同一系列施設からの異動または町内の他の医療機関等からの転職でない者、町内に住民票がある者とします。

対象となる職種については、看護師だけでなく管理栄養士、薬剤師、助産師、社会福祉士、介護福祉士、歯科衛生士等の専門職種です。

補助金額については、町外からの就職や新卒者は20万円、町内在住者の就職は5万円で、1人1回のみの補助とします。

3の総合計画との整合性については、第3次愛南町総合計画では、安心して医療を受けられる体制の確保に努め、町内の医師や看護師等の確保につなげるよう事業を実施しています。

4の他の自治体の類似する政策との比較検討ですが、全国には、医療従事者等の確保と定着を図るため、定着促進策や復職支援策などを実施している自治体があります。

5の町民参加の有無とその内容、6の関係ある法令及び条例については記載のとおりです。

7の財源措置については、町民からの4,000万円の寄附を地域活性化基金に積立てをして、実績に応じて取り崩して運用する予定です。

8の将来にわたるコスト計算につきましては、毎年250万円のコストがかかる予定です。

以上、看護師等就職支援補助金事業についての報告を終わります。

○佐々木議長 説明が終わりました。

御意見ありませんか。

金繁議員。

○金繁議員 看護師等の専門職、一本松病院も含め非常に緊急の課題だと思います。

実際どのぐらいの大きな課題なのか、求人に対してどのぐらいしか割合的に来ていないとか、どのぐらい足りていないという具体的な数字とかをお聞かせください。

○佐々木議長 中川保健福祉課長。

○中川保健福祉課長 具体的にどれぐらい足りていないかというところは把握はできていないんですけども、実際に一本松病院の看護師等の求人を出しても応募がない状況ですし、南宇和病院のほうも看護師が不足している状況というふうに聞いております。

それから、介護施設のほうにも確認をしましたところ、人員の、人材の確保に苦労されてい

るところでお聞きしておりますので、今回、医療従事者、介護従事者と、合わせた形で事業を開始することにさせていただきました。

以上です。

○佐々木議長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 ほかにないようなので、続きまして、15番、带状疱疹ワクチンの定期接種化と今後の任意接種について、理事者の説明を求めます。

中川保健福祉課長。

○中川保健福祉課長 保健福祉課から、带状疱疹ワクチンの定期接種化と今後の任意接種について御報告いたします。

带状疱疹を予防するワクチンは、带状疱疹ワクチンと水痘ワクチンの2種類ありますが、今回は带状疱疹ワクチンを中心に御説明いたします。

1の政策の発生源・提案に至るまでの経緯についてですが、令和7年4月1日より、带状疱疹ワクチン接種が予防接種法に基づく高齢者定期予防接種に位置づけられます。これを受け、愛媛県予防接種広域化代表者協議会において決定した带状疱疹ワクチンの接種委託料は2万2,060円、そのうち自己負担額を1万6,500円徴収することが決定しています。

愛南町においては、令和5年4月1日より、50歳以上の町民を対象に任意带状疱疹ワクチン接種の助成を開始しており、町が带状疱疹ワクチンに対し10,000円を助成し、医療機関の設定する金額に応じて自己負担額は9,000円から1万2,000円となっています。定期化に伴い協議会で決定した自己負担額は1万6,500円であることから、4月以降に定期接種の対象者が接種した場合の自己負担額が、現在の任意の場合よりも高額になる状況にあります。带状疱疹に罹患するリスクは50歳代から高まること、予防接種による費用対効果が高いことから、現在実施している任意接種の助成を継続するとともに、定期接種についても任意接種と同様の10,000円の助成を行い、自己負担の軽減を図ります。

2の事業の概要としましては、定期接種の対象者は、65歳以上の5歳刻みの年齢で、令和7年度のみ101歳以上の方も対象とします。任意接種の対象は、定期接種対象者を除いた50歳以上の者とします。

委託料、公費負担額、自己負担額は表のとおりです。

定期接種においては、生活保護の方は無料で接種できます。

定期接種対象者全員に通知を行い、接種希望者に接種券を送付します。任意接種は、通知は行わず接種希望の申込みがあった者に接種券を送付します。

3の総合計画との整合性については、第3次愛南町総合計画では、感染症予防対策の推進に努め、町内の感染症の発症予防と重症化予防につながるよう事業を実施しています。

4の他の自治体の類似する政策との比較検討ですが、県内では久万高原町、内子町、鬼北町において任意带状疱疹ワクチン接種を実施しておりますが、令和7年度は移行期間としての接種方法を検討中とのことです。

5の町民参加の有無とその内容、6の関係ある法令及び条例、7の財源措置については記載のとおりです。

8の将来にわたるコスト計算につきましては、毎年606万円のコストがかかる予定です。

以上、带状疱疹ワクチンの定期接種化と今後の任意接種についての報告を終わります。

○佐々木議長 説明が終わりました。

御意見ございませんか。

池田議員。

○池田議員 定期接種が5年ごと、高齢者の定期接種が5年ごとということで、66歳から69歳

までの方で、65歳のときに接種できなかったという方は、任意接種で対応できるという理解でよろしいですか。

○佐々木議長 中川保健福祉課長。

○中川保健福祉課長 定期接種で受けるチャンスを逃された方は、任意接種で都合のいいときに受けられるという形になります。

以上です。

○佐々木議長 よろしいですかね。

ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 ないようなので、15番を終わりたいと思います。

続きまして、16番、新たな子育て支援施策について、理事者の説明を求めます。

土居子育て支援室長。

○土居子育て支援室長 保健福祉課子育て支援室から、新たな子育て支援施策について報告いたします。

1、政策の発生源ですが、子育て世帯が安心して子育てができる環境を整備し、子供の健全な成長や子育て支援のさらなる充実を図るため、(1) こども家庭センターの設置、(2) 中学校通学用かばん等の補助、(3) 放課後児童クラブの拡充の3つの事業を実施いたします。

2、提案に至るまでの経緯としましては、(1) こども家庭センターは、令和4年の児童福祉法の改正に伴い、各市町における設置が努力義務化されております。本町におきましては、保健福祉課の中で母子保健担当と児童福祉担当が連動し、同様の機能を果たしておりますが、法改正を踏まえて組織の見直しを行い、妊産婦、子育て世帯、子供に対して一体的に相談支援等を行う機関として、子育て支援室内にこども家庭センターを設置いたします。

(2) 中学校通学用かばん等の補助については、令和7年度当初予算に係る議会提案をいただいて検討を行いました。既に実施しております小学校に入学する児童を対象とした通学用かばん無償配布事業の実施に合わせ、中学校へ入学する児童に対しても、保護者の経済的負担を軽減するため、通学用かばん等の購入に要する費用の一部を補助することといたしました。補助額は上限10,000円とし、町内登録店舗または中学校が指定する取扱店において購入した、入学に係る通学用かばんや制服、体操服等を対象としております。なお、令和7年度入学に対応するため、今年度は予備費を充用し補助を実施しております。

(3) 放課後児童クラブの拡充については、「小学4年から6年生を定員の中で受け入れる」とし、教育委員会、放課後児童クラブ設置校と協議を進めてまいりました。平城小学校と一本松小学校においては、新たに教室の確保ができましたので、令和7年度から2教室を利用して運営を行います。なお、城辺小学校については、現教室に余裕がありますので、新たな場の整備は行いません。また、4年生以上の利用希望については、2月末を期限に現在募集を行っております。

3、総合計画との整合性については、それぞれ、次世代につなぐ子ども・子育ての充実に向けた施策として実施いたします。

4、他の自治体の類似する政策との比較検討ですが、こども家庭センターの設置状況、放課後児童クラブの受入状況を記載しております。

5、町民参加の有無とその内容、6、関係ある法令及び条例、7、財源措置については資料を御確認ください。

8、将来にわたるコスト計算につきましては、(1) こども家庭センターの職員配置は、それぞれ人員を必要としておりますが、現在の担当が兼務をする形で運営を行う予定です。(2) 中学校通学用かばん等の補助では、入学予定者数に補助限度額を乗じた額を計上する予定です。

(3) 放課後児童クラブの拡充に伴い、新たに利用する教室等の整備のため、工事費を計上い

たします。

以上、新たな子育て施策についての報告を終わります。

○佐々木議長 説明が終わりました。

御意見ございませんか。

金繁議員。

○金繁議員 まず、1番のこども家庭センターの設置についてなんですけど、内容的に、子育て世代、子供に対して一体的に相談支援等を行う機関ということなんですけど、これ、子ども第三の居場所づくりもされますよね、それとこの、組織的な関連性というか上下関係とかを教えてください。

2つ目のかばんの補助なんですけれども、10,000円を補助ということなんですけど、これは指定かばん、いわゆる指定かばんについての補助ですかね、中学校で。で、この指定かばんってお幾らぐらいするものなのかを教えてください、販売価格を。

3つ目が、放課後児童クラブが拡張されて本当によかったんですけど、改修工事について掲載されているんですけど、これ人件費、人は増やさないのかという点について、対象者が増えると支援員さんも大変なので増えないといけないと思うんですけど、何人ぐらい増やす予定で、その人件費はどうなるのか、幾らぐらいなのかというのも併せてお願いします。

○佐々木議長 土居子育て支援室長。

○土居子育て支援室長 まず1点目、こども家庭センターと居場所の連携ということなんですけど、子どもの居場所の運営の中に子ども居場所会議というものが設置されます。いわゆるサポート教室に登録されるお子さん等の検討を行う場ですが、その場に、利用の必要性とか頻度を協議するメンバーとして参加する予定です。また連携をして支援をしていきたいと思います。

あと中学校のかばんの価格なんですけど、すみません、ちょっと詳しい数字は持っていないんですけど、大体一万円弱から一万二、三千円ぐらい。あっ、ごめんなさい。

○佐々木議長 鷹野副議長。

○鷹野副議長 私のところ、指定店になっとるんで、一応、金額ですが、かなり値上がりしております。一番安くて1万5,000円から、ピンキリなんですけど、3万円まで。大体2万円前後、1万8,000円、2万円ぐらいが多いってところです。

かなり中学校の制服、御荘中学校なんかもブレザー式に今年なりまして、去年の冬に替わるとか言いもって、1月からまた値上がりしたんですよ。今まで中学校の制服もろもろをあれするのには、7万円から8万円で済んでいたのが、もう一気に10万円ぐらいかかるようになっています。参考までに。

以上です。

○佐々木議長 よろしいですか。

3番目。

はい。

○土居子育て支援室長 支援員の人件費なんですけど、一応、場の確保はできましたが、人の確保についてはやはり難しい状況です。4月1日採用の募集もかけてはいるんですけど、応募者数が足りていないような状況です。2教室になる学校もあるんですけど、工夫をしながら運営していくというようなところで、ちょっとすみません、人件費については今持っておりませんので、申し訳ありません。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 この拡張に伴って何人の増員になって、どのぐらいの予算がかかるというのを一応示していただいてもいいですかね。

○佐々木議長 できますかね。構いませんかね。

土居子育て支援室長。

○土居子育て支援室長 一応、時給が1,301円、それで1日5時間半勤務ということで、大体年に290万円ぐらい1人かかるというようなことになっております。

以上です。

(発言する者あり)

○佐々木議長 後で資料を。今は構いませんので、後で資料の提出をお願いします。

よろしいですかね。ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 ないようなので、16番を終わりたいと思います。

続きまして、17番、公立保育所の改修工事等について、理事者の説明を求めます。

土居子育て支援室長。

○土居子育て支援室長 引き続き、保健福祉課子育て支援室から、公立保育所の改修工事等について報告いたします。

1、政策の発生源ですが、施設の老朽化等に伴い、保育所施設の安全性と機能性を向上させるため、また熱中症等のリスクなど、子供たちの健康と安全を守り健やかな発達を支援し、より質の高い保育を提供するため、(1) 柏保育所大規模改修工事、(2) 御荘保育所空調改修・照明LED化更新工事、(3) 一本松保育所遊戯室空調設備新設工事を行います。

2の提案に至るまでの経緯としましては、(1) 柏保育所大規模改修工事は、施設老朽化に対応するほか、空調設備が未設置であります遊戯室へ空調機器を設置することで、より安全で快適な保育を実施いたします。また、令和7年度に家串保育所と統合することを契機として空調設備を新設し、個別施設計画では令和8年度に実施予定の改修工事を令和7年度に前倒しして併せて実施することで、経費の削減を図ります。(2) 御荘保育所空調改修・照明LED化更新工事については、老朽化に伴い保育室及び遊戯室の空調機器に不具合が度々発生しており、快適で安全な保育に支障を来していることから、改修工事を実施いたします。また、照明のLED化を行うことで、電気料金の削減を図ります。(3) 一本松保育所遊戯室空調設備新設工事については、現在、空調設備が未設置である遊戯室へ空調機器を設置することで、安全で快適な保育を提供いたします。また、個別施設計画で予定しております建て替え工事は、令和9年度から12年度に3年先延ばしし、時期を変更いたします。

3、総合計画との整合性については、第3次愛南町総合計画では、継続した保育サービスの提供に努め、現状の維持・向上を目指すとしており、保育サービスの充実が図られるように事業を実施してまいります。

4、他の自治体の類似する政策との比較検討、5、町民参加の有無とその内容、6、関係ある法令及び条例、7、財源措置については、資料を御確認ください。

8、将来にわたるコスト計算につきましては、個別施設計画における一本松保育所の工事予定についてお示ししておりますが、それぞれ令和12年度、13年度へ時期を変更する予定です。

以上、公立保育所の改修工事等についての報告を終わります。

○佐々木議長 説明が終わりました。

御意見ございませんか。

金繁議員。

○金繁議員 一本松の空調設備新設なんですが、新設することはいいことだと思うんですけど、令和9年に一本松保育所の建て替えが予定されているということで、この、今新設する空調施設というのは、その新しい建物に使えるんですか。

○佐々木議長 土居子育て支援室長。

○土居子育て支援室長 設置する空調機器については、取り外しができる、埋め込みではない設置型ですので、活用できるかと思います。

以上です。

○佐々木議長 よろしいですか。ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 ないようなので、17番を終わりたいと思います。

続きまして、18番、愛南町住宅新築・リフォーム補助事業の改定について、理事者の説明を求めます。

吉村建設課長。

○吉村建設課長 資料18、愛南町住宅新築・リフォーム補助事業の改定について御説明いたします。

1の政策の発生源・提案に至るまでの経緯は、本補助金交付要綱が平成23年8月より施行されておりますが、年間約70件程度の補助金申請件数があり、多くの住民の方が利用され、住宅投資への波及効果は、対象工事費が年間約2億円と町内経済の活性化につながっており、また、既存住宅の住環境の質の向上が図られていると認識しております。しかしながら、昨今の住宅資材の高騰による住宅建築費の大幅な値上げ等を考慮しますと、補助金上限額の引上げ及び対象住宅に対する補助申請回数の複数化へ補助金要綱の改定をいたしたいと考えております。

2の事業概要は、改定点として2点ございます。

(1)の補助金上限額を、①の改定前20万円から②の改定後30万円へと、10万円引き上げたいと考えております。補助金額の根拠といたしましては、平成27年を基準といたしました建設物価調査会による建設資材物価指数が約1.5倍であるため、上限額を30万円としております。

(2)の補助申請回数を、①の改定前の住宅1戸及び申請者1人につき1回限りから、②の改定後、交付申請は複数回可能であるが、既に補助金の交付を受けた者は、直近の交付の日から10年を経過しているものへと改定を行いたいと考えております。

3の総合計画との整合性は、工事を含め町内経済の活性化等から、施策3-5「雇用・人材確保の推進」の関連事業としております。

4の他の自治体の類似する政策との比較検討は、現状の物価上昇及び建築資材の様々な耐用年数を参考に検討しておりますので、比較検討はしておりません。

5の町民参加の有無とその内容は、ございません。

6の関係ある法令及び条例は、愛南町住宅新築・リフォーム補助金交付要綱となっております。

7の事業費及び財源措置は、(1)の年間事業費といたしまして、1,650万円を令和7年度当初予算に計上させていただいております。また、(2)の財源措置は、①の過疎対策事業債1,400万円と②の一般財源250万円とさせていただいております。

8の将来にわたるコスト計算は、申請件数により事業費に変動が生じると考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○佐々木議長 説明が終わりました。

ただいまより御意見を伺います。

尾崎議員。

○尾崎議員 この住宅新築・リフォーム補助事業については、以前、住民のほうから、補助金の上限枠20万円をもう少し上げていってはどうなのか、また、1回きりの申請ではなくて、10年以上の期間が経過したら再度申請ができるような形にしてほしいというような要望が以前ありまして、昨年3月の議会のときに、一般当初予算のときに若干の質問をさせていただいたんですけども、その後実情を把握して検討していくということでありまして、今回のこの改定はその要望に迅速に対応していただいたものと思ひまして、非常に素晴らしいことであると

思っております。

これについては、やっぱり住民の方に、十分に繰り返し周知をしていただきたいと思いますと思うのですが、具体的にどのような形の周知を徹底していくのか、お伺いいたします。

○佐々木議長 吉村建設課長。

○吉村建設課長 広報等の周知になると思います。また、補助金要綱等の、毎年更新をしております分につきまして、新たに予算等が議会で通れば、その分についてはまた更新をさせていただきますと思っております。

以上です。

○佐々木議長 よろしいですか。ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 ほかにないようなので、18番を終わりたいと思います。

続きまして、19番、愛南町公営住宅給湯器設置事業について、理事者の説明を求めます。
吉村建設課長。

○吉村建設課長 資料19、愛南町公営住宅給湯器設置事業について御説明いたします。

1の政策の発生源・提案に至るまでの経緯は、現在、町内の公営住宅におけます給湯器設備については、常設されております住宅(22棟115戸)と、自己負担でリース等により設置しております住宅(16棟243戸)とでは格差が生じると考えられ、解消を望む声が入居者から上がっているため、事業提案をさせていただきます。

2の事業概要は、(1)にありますように、給湯設備のない住宅に新たに給湯器を設置することにより、給湯設備常設住宅との格差を解消するとともに、低所得者及び金銭的困窮者への負担を軽減することで、居住性及び生活水準の向上を図ることとしております。また、(2)の対象施設及び改修予定は、給湯設備が常設されていない公営住宅は16棟243戸であります。建築年度の古い住宅から順次設置を令和7年度より6か年で行う計画としております。

3の総合計画との整合性は、公共施設マネジメントの推進といたしまして、施策4-5「効果的・効率的な行財政運営の推進」の関連事業としております。

4の他の自治体の類似する政策との比較検討は、県事業担当課と協議の上、国庫補助事業の採択基準を満たしておりますので、比較検討はしておりません。

5の町民参加の有無とその内容は、ございません。

6の関係ある法令及び条例は、愛南町営住宅管理条例及び施行規則となっております。

7の事業費及び財源措置は、(1)の総事業費としまして、概算金額ではありますが7,290万円としております。なお、令和7年度事業費は、552万円を当初予算に計上させていただいております。また、(2)の財源措置は、事業費の2分の1であります①の国庫補助金276万円と、住宅使用料を充当いたします②の一般財源276万円とさせていただいております。

8の将来にわたるコスト計算は、今後におきましては、設備の修繕等の維持管理費が必要と考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○佐々木議長 愛南町公営住宅給湯器設置事業について説明が終わりました。

ただいまより御意見を伺います。

金繁議員。

○金繁議員 これも本会議で質疑させていただいて、公営住宅、町営住宅でガスの給湯器がついていところとついていないところの不公平を是正していただきたいということで、ようやく是正されることになったんですが、ただ、内容を見えますと、令和7年度の事業費が550万円ほどですよね、で、6か年で全部、243戸に設置していくということですよ。ということはこれ来年度は、552万円、何戸ぐらいになるんでしょうか。

それから、優先順位は築年度の古い住宅からということなんですけど、本当に今、年金も変わらず物価高が物すごく、お米の値段が4,000円になったと、5キロ、言ってもうどうしようかと悲鳴を上げている声も町内で聞いています。本当に皆さん、500円、1,000円でも大変な目に遭っているので、できるだけ早く前倒しでやっていただきたいんですけども、この優先順位、年度の古いというのはもう少し具体的に、例えば住宅のいろんなレベルがありますよね、対象者の。やっぱり生活困窮の方が多い住宅からしていただくとか、そういうことは考えていただけないかという2点をお願いします。

○佐々木議長 吉村建設課長。

○吉村建設課長 お答えいたします。

来年度につきましては、中原住宅が一番古いという形で、築46年から、中原住宅ですね、12戸につきまして考えております。それ以降につきましては、まあ、前倒しという形はございませんが、事業費としまして1,560万円程度を令和8年度以降で、そういう形で考えております。

どの住宅が生活困窮者かというところはなかなか難しいと思うんですけど、それにつきましては、あくまでも今、給湯器等がついていない住宅につきましては古いという形がありまして、また家賃等も低いところですので、そういうところを言ったら叱られるかもしれませんが、そういうところは皆さん一緒だと考えておりますので、建築年度の早いところからやらせていただこうとは考えております。

以上です。

○佐々木議長 よろしいですか。

原田議員。

○原田議員 この事業の完了予定が令和12年度、今の関連質問なんですけど、これ、今からまだ6年かかるんですよ。これもっと一気にやるわけにはいかんのですかね、これ国庫補助の関係でできないんですかね。

○佐々木議長 吉村建設課長。

○吉村建設課長 現在、来年度につきましては事業担当課、県のほうとはお話をしています。計画としても一応、次の年度というところでは計画年度は出しているところなんですけど、実際にまた前倒しというところが可能であれば、今後、県の担当課と協議をしながら、調整をしてみたいと思います。

以上です。

○佐々木議長 吉村議員。

○吉村議員 町営住宅これ前々から思っとなんですけども、公営住宅、いわゆる入居者ですよ、自治会への協力もない、もうこれで各自治会も困っているんですよ。こういう公平さからいうたら、そうかもしれませんけれども、権利を主張して義務を果たさんと、これ入るときに何かこれ、強制はできないとしても、そういう方法はできないもんですか。表札はない、郵便配達さんも困っています、表札も出さない、この辺はやっぱり行政のほうで、今後、今日即答は要りませんけれども、考えていくべきじゃないでしょうか。

○佐々木議長 吉村建設課長。

○吉村建設課長 今後につきましては、また検討をさせていただこうと思います。

以上です。

○佐々木議長 よろしいですかね。

ここで暫時休憩します。5分間休憩します。

(休憩)

○佐々木議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、20番、愛南町営住宅共益費補助事業について、理事者の説明を求めます。

吉村建設課長。

○吉村建設課長 資料20、愛南町営住宅共益費補助事業について御説明いたします。

1の政策の発生源・提案に至るまでの経緯は、町営住宅では、入居者が共有する設備（浄化槽の電気料金及び汚泥清掃手数料の維持管理費、廊下、階段及び敷地内に設置されている蛍光灯・外灯等の電気料金、敷地内に設置する共用の散水栓等の水道料金）の維持管理に要する費用を、現在入居戸数で割り振った金額で代表者が徴収し支払っております。このことにつきましては、空き室がある場合、入居者が空き室分も負担することとなっておりますので、満室の町営住宅と比べ、入居者の共益費の負担額の不均等が見受けられることとなっております。このため、愛南町営住宅共益費補助金交付要綱を定め、入居者への平等性を鑑み、是正を行いたいと考えております。

2の事業概要は、共益費を徴収している空き室がある町営住宅の共益費に対しまして、空き室の戸数分（月割り）の共益費を町が補助することとしております。

3の総合計画との整合性は、公共施設マネジメントの推進といたしまして、施策4-5「効果的・効率的な行財政運営の推進」の関連事業としております。

4の他の自治体の類似する政策との比較検討は、県内での類似した事例はありませんが、県外の事例を参考に要綱等の策定を行っております。

5の町民参加の有無とその内容は、ございません。

6の関係ある法令及び条例は、愛南町営住宅共益費補助金要綱を定めることとしております。

7の事業費及び財源措置は、(1)の事業費といたしまして、現在の空き室状況から109万5,000円を3月補正及び令和7年度当初予算に計上させていただいております。また、(2)の財源措置は、①の住宅使用料を充当いたします一般財源109万5,000円とさせていただいております。

8の将来にわたるコスト計算は、空き室の増加により、事業費増が見込まれる場合があると考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○佐々木議長 説明が終わりました。

ただいまより御意見を伺います。

（「なし」と言う者あり）

○佐々木議長 ないようなので、20番を終わりたいと思います。

続きまして、21番、愛南町都市計画マスタープランの策定について、理事者の説明を求めます。

吉村建設課長。

○吉村建設課長 資料21、愛南町都市計画マスタープランの策定について御説明いたします。

1の政策の発生源・提案に至るまでの経緯は、本町では、昭和48年に愛南都市計画区域（旧南レク都市計画区域）の指定によりまして、愛媛県が愛南都市計画マスタープランの策定を行っていますが、市町が行います都市計画に関する基本方針（市町村マスタープラン）は未策定の状況であり、土地利用の方針や防災まちづくりに関する方針等の将来の都市構造及び今後のまちづくりの基本方針が法定上、不明確となっております。

このため、法定計画であります愛南町都市計画マスタープランを策定することにより、津島道路及び全線事業化となりました宿毛内海道路の整備に連動しました新たなまちづくりの策定、並びに防災対策課が策定中であります愛南町事前復興計画と連携することで、より実現性の高い事前復興が可能となるものと考えております。

2の事業概要は、行政と町民が連携しながら、長期的観点から本町全体の目指すべき都市構造を明確化し、各地域の特徴を生かしながら、目標ではございますが「人口減少に的確に対応し、町民が安心して暮らし、働き、子供を産み育てることができる持続可能な町の構造」が実

現できるよう、本町の地域特性及び土地利用の指針としまして、愛南町都市計画マスタープランの策定を行うことと考えております。

3の総合計画との整合性は、生活環境が適切に管理され、安全で快適に暮らせること等から、施策2-1「循環型社会の形成」の関連事業としております。

4の他の自治体の類似する政策との比較検討は、都市計画法にのっとり法定計画であり、また愛南町内での地域計画ですので、比較検討はしていません。

5の町民参加の有無とその内容は、愛南町都市計画マスタープラン策定審議会の設置、及び町民アンケート等の実施をいたしますので、町民の参加が不可欠と考えております。

6の関係ある法令及び条例は、基本法令であります都市計画法及び関連条例といたしまして、町営駐車場条例、公園条例、特定公園基準条例、景観条例となっております。

7の事業費及び財源措置は、(1)の総事業費といたしまして1,786万4,000円とし、①の令和7年度事業費961万4,000円を当初予算に計上させていただいております。また、②の令和8年度予定事業費825万円を考えております。(2)の令和7年度の財源措置は、①の過疎対策事業債960万円と、②の一般財源1万4,000円とさせていただいております。

8の将来にわたるコスト計算は、策定後、新たに都市計画マスタープランに変更が生じる場合には、変更計画策定の事業費が生じると考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○佐々木議長 説明が終わりました。

ただいまより御意見を伺います。ありませんか。

金繁議員。

○金繁議員 これ、住民にとって非常に重要なプロジェクトになると思うんですが、この事業費、令和7年度1,000万円近く、その次も825万円ということで、その内容、また内訳が大体分かるようなものを頂きたいんですが、可能でしょうか。

その場合、その場合というかもう一点は、これは町の職員の方たちが主体となって進められるのか、このプラン作成、それともかんきつ加工場のときのように、ちょっとシンクタンクみたいなところに委託して、連動してやっていくような形になるのかという点も併せてお願いします。

○佐々木議長 吉村建設課長。

○吉村建設課長 先に、どこに発注するのかなんですが、都市計画、専門業者等が、多くコンサルがあります。そのコンサルに発注予定としております。また、できれば事前復興計画に合わせたような形で、連携しながら、違うコンサルであってもそれが協働するような形、また同じコンサルであれば一番望ましいとは考えております。

資料につきましては、基本的には業務内容として、まちづくりの現状と課題の整理、また町民アンケート等を行う、またまちづくりの課題の整理を、先ほど言いましたけど、それを基準として今後、地震が起きた場合、津波が来た場合にどうするのかというところを踏まえた中で行いたいと思っておりますが、資料につきましては、簡単ではありますが業務内容について、本当に簡単です、今のところ業務内容の基本的な内容しかないんですが、それを今後、皆さんの意見を踏まえながら、どうやっていくのかというところでまた変わってくると思いますが、業務内容につきましては、基本的な簡単なものについては御用意させていただこうとは思っています。

以上です。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 その内容の中に、大体のタイムラインってもうできているかと思うんですが、いつ頃までに、タイムラインがね、いつ頃までに業者を決定して、この辺で審議회를立ち上げてと

か、大体のざっくりとでいいので、年間のスケジュールもある程度はできていると思うんですけど、発注することだけが決まっているんじゃないと思うんですけど、その点についてはどうですか。

○佐々木議長 吉村建設課長。

○吉村建設課長 当初予算に組みますので、早めの入札とは考えています。私のほうでは、入札する前に審議会メンバーを決定したほうがいいのかなどは考えておりますが、それを同時として、早い時期で行いたいと考えております。

それを、あと業者が決まれば、業者との協議によって、その策定委員会の回数とか、いつするのか、これを、このまちづくりの基本的なものを、決まるというかそれを考えた上で策定委員会にかけるとか、そういう形、またアンケート調査をした場合に、アンケート調査がいつしてというところもありますので、その内容についてはまず発注後、協議した上で、2年間を基につくっていくと考えております。

最後には議会の承認が必要だということになっておりますので、そういうところはある程度決まっていけば、また議会のほうに御説明をしながら、推進はしていこうとは考えております。

以上です。

○佐々木議長 よろしいですかね。

池田議員。

○池田議員 さっき課長が言われたように、事前復興計画と物すごい関連性があるので、ぜひとも連携を取って、復旧・復興になると建設課、建設関係が主体となると思いますので、十分に連携を取ってやっていただきたらと思います。

以上です。

○佐々木議長 ほかにありませんか。

少林議員。

○少林議員 このマスタープランも、今おっしゃいました事前の復興計画も、町長の公約の中の非常に大きな部分だと思います。それで、ここの事業の概要を見ましても、「町民が安心して暮らし、働き、子供を産み育てることができる持続可能な町」ということを書いていますので、今度審議会のメンバーには、これまでにない相当の割合の若者世代、働く世代や女性たちということを考えているかどうかお聞きしたいと思います。

○佐々木議長 吉村建設課長。

○吉村建設課長 今の、御解答するのですが、今のところ審議会においてどういうメンバーかというところは、明確なものは持ってございません。実際に今回、当初予算が通れば、早いうちにどういう形で、実際に私、個人的に今考えられるとしたら、事前復興についてのメンバーさんが審議会というか、懇話会のメンバーさんがおられると思います、この方らも中心にしながら、事前復興・まちづくりが中心に次の世代にということで、また公募委員さん等もまた出てきますので、そういうところで次に考えていきたいと思います。今は明確な答えはございません。

以上です。

○佐々木議長 ほかに質疑ありませんかね。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 ないようなので、21番を終わりたいと思います。

続きまして、22番、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、理事者の説明を求めます。

清水企画財政課長。

○清水企画財政課長 それでは、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について報告させていただきます。

令和6年度をもちまして、いわゆる辺地計画の計画期間が終了するために、新たに令和11年までの5年間の計画を策定するとして、3月定例議会へ上程する予定でございます。

計画期間内に実施する予定の事業は、消防関連施設とうみらいく愛南に係る事業になり、総合計画においては、水産業の振興、それと消防・救急体制の充実ということになります。

比較検討する自治体はございません。

町民参加については、各事業の関係者ということになります。

関係法令は記載のとおりです。

事業費につきましては、今のところの予定額を計画しており、御覧のとおりとなっております。総事業費は2,657万5,000円です。2,650万円が辺地対策事業債の対象となります。

将来にわたるコストについては、新たに発生するコストはないと考えております。

以上です。

○佐々木議長 説明が終わりました。

御意見ございませんか。

吉田議員。

○吉田議員 この公共施設の整備計画なんですが、これ年度別は特には決まっていないんでしょうか。

○佐々木議長 清水企画財政課長。

○清水企画財政課長 一応、年度はございます。ただ、計画の中に年度を表す必要はなくて、その5年間のうちに、いずれかにすれば、それは大丈夫になっております。

以上です。

○佐々木議長 吉田議員。

○吉田議員 この正木の小型ポンプの普通積載車600万円ってかなり、更新時期がかなり古くなっていると思うんですけども、特にこれを一番最初にするとかそういう順位もないわけですよね。

○佐々木議長 清水企画財政課長。

○清水企画財政課長 正木のポンプは、年度でいえば令和8年度の予定になっておりますが、ただその状況を見て、令和8年度にするかどうかというのはまだ分かりません。

以上です。

○佐々木議長 よろしいですかね。ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 ないようなので、22番を終わりたいと思います。

続きまして、23番、令和6年度企業版ふるさと納税の実績について、理事者の説明を求めます。

清水企画財政課長。

○清水企画財政課長 続きまして、令和6年度企業版ふるさと納税の実績について報告いたします。

令和6年度の企業版ふるさと納税は、現時点で、現金での寄附を4件、物品での寄附を3件頂いております。寄付をしていただいた企業については、現金の寄附が、株式会社でらゲー、株式会社サンライフ企画、株式会社中山製鋼所、株式会社レクザム。物品での寄附が、高砂熱学工業株式会社、南海放送株式会社、株式会社大塚商会となっております。

総合計画では、政策4の施策5「効果的・効率的な行財政運営の推進」に位置づけています。

比較検討の自治体・町民参加の有無はございません。

関係法令は、地域再生法になります。

寄附額については非公表とする企業もおられ、記載のとおりとなっております。それぞれの使途につきましては、企業の意向となっておりますが、株式会社でらゲー様と株式会社レクザ

ム様からの寄附金については、今年度は一旦基金に積み立てる予定としております。

将来へのコストはございません。

以上です。

○佐々木議長 説明が終わりました。

ありませんかね。

少林議員。

○少林議員 2つ教えてください。

今ちょっとよく聞き取れなかったんですが、この寄附事業者の、お金を頂いた方々の使途というのは、こういうことに使ってくださいという希望なのか、それとも町のほうがこういうことに使おうと割り振ったのかという質問が1点と、2点目、現物がいろいろありますけれども、特に体育館向けの空調施設一式が8台というのは、これ、こういうものはどこにしようというふうに、もし決まって、あっ、まだ、まだですかね。

(「据えて済んでいる」と言う者あり)

○少林議員 済んだるやつですかね。すみません、失礼しました。

○佐々木議長 清水企画財政課長。

○清水企画財政課長 使途につきましては、実はこれ地域再生計画の使途によります。それで、愛南町におきましては、4つの使途をしております。

4つの使途、例えば1つ目であれば、「活力ある産業を育てる事業」というような希望を取っております。これは相対的にどの事業にも充ててもいいような設定をしております、その中で特に企業様でスポーツ振興に充ててほしいとか、そういうことの要望があればそのような提案をさせていただきますし、そのようなことがなければこちらのほうで最適な事業を選ばせていただくということになります。

以上です。

○佐々木議長 よろしいですか。

金繁議員。

○金繁議員 その使途なんですけど、ふるさと納税の寄附のときにその4つを選んだ後の寄附者の方への、この分野でこういうふうに使いますという報告は特にしていないということを聞いたんですけれども、で、特にこういう高額な寄附をしていただいた方については、もちろんされるかと思うんですけど、どのような形式で、例えば町長から直接報告書をお持ちするとか、作成して個別に、そういうことをしたほうがいいのかと思うんですけど、どういうふうに報告について考えていらっしゃるんですか。

○佐々木議長 清水企画財政課長。

○清水企画財政課長 まず、結果につきましては、事業が済んだ後に結果報告するようにしております。それと、その寄附者の方には、広報とか御覧になられたことはないですかね、感謝状贈呈式とか、そういうことをしておりますので、その寄附者の方に対しては敬意をもった対応をさせていただいております。

以上です。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 高額寄附者の方たち、会社経営をされている方たちですので、一般の方たちに出すような広報あいなんの情報はもちろんなんですけど、そこからさらに突っ込んで、具体的に、こういうふうに役立ちましたということをデータ、それから画像なども入れて、やっぱり特別に報告することによって、やはり次の大口の寄附に結びつくというのはいろんなNPOなどでの常識なんですけど、愛南町もその辺をデベロップしたほうがいいんじゃないかなと思うんですけど。せっかくこうやって御厚意で、たくさんの御寄附を頂いたので、ぜひ今後の検討課題にされてはいかがかと思いますけど、いかがでしょうか。

○佐々木議長 清水企画財政課長。

○清水企画財政課長 そのようなことはまた検討させていただくんですけども、ただ、高額な寄附で、例えばあけぼのグラウンドの人工芝を寄附した、寄附でその財源で充てていたとかいう場合は、企業様より御寄附を頂きましたというプレートを貼るような予定にしておりますので、そのプレートなどをまた御挨拶の際には、このような表示をさせてもらっていますというようなアピールはさせていただく予定です。

以上です。

○佐々木議長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 ないようなので、23番を終わりたいと思います。

続きまして、24番、令和7年度「大阪・関西万博」万博国際交流プログラム事業について、理事者の説明を求めます。

清水企画財政課長。

○清水企画財政課長 続きまして、令和7年度「大阪・関西万博」万博国際交流プログラムについて報告させていただきます。

このプログラムにつきましては、既に2回の全員協議会におきまして、説明いたしておりますので、政策の発生源の説明は割愛させていただきます。

現在の経緯につきましても、(5)までは説明しておりますので、(6)からの説明となります。

8月から南高生を中心に商品開発をしており、来月中旬にはある程度が目途がつく予定となっております。また、来月10日にはカナダ大使館の外交官による出前講座を南宇和高校において実施する予定となっております。

総合計画との整合につきましては、政策4、施策5の中の基本事業2「人材育成と効率的な組織運営」に位置づけております。

町民参加の有無とその内容につきましては、令和7年度は、南宇和高校による万博パビリオンの運営協力や、開発商品の会場内でのPRなどを予定しております。

関係ある法令及び条例については、万博国際交流プログラム推進要綱になります。

当初予算には629万2,000円を計上しておりますが、財源措置といたしましては2分の1が特別交付税で措置され、残りについてはふるさと寄附金を活用したいと考えています。

将来にわたるコスト計算については、今のところ発生する見込みはありませんが、今後、カナダ国との協議によるものと考えております。

以上です。

○佐々木議長 説明が終わりました。

御意見ございませんか。

金繁議員。

○金繁議員 この関西万博にID登録をする際の、プライバシーを取られるんですけど、その取り方が生体認証、指紋から、もちろん写真とか、生体認証まで取られるということで、国会で先頃問題になっていたんですけど、愛南町が参加する場合、南宇和高校生らが参加するので、その辺は大丈夫なんですかね。

○佐々木議長 清水企画財政課長。

○清水企画財政課長 その申請は、ID認証は必須ということでございますので、南宇和高校生も当然やっていただくような形になります。ただそれがどういう意味で大丈夫と言われるかがちょっと分からないんですけど、それについては南宇和高校生のプライバシーに配慮しながらやっていきたいと考えております。

○佐々木議長 よろしいですかね。ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 ほかにないようなので、24番を終わりたいと思います。

最後になりましたが、25番、愛南町公文書の管理に関する条例の制定について、理事者の説明を求めます。

立花総務課長。

○立花総務課長 愛南町公文書の管理に関する条例の制定について、説明をします。

1の条例の制定に至るまでの経緯ですが、近年、公文書管理に関する訴訟が提訴されたことがあり、町が損害賠償を行う判決が出された事件もあります。また、住民から公文書の管理に関する条例の制定を求める請願も出されたことから、文書管理の徹底を図るため、「愛南町公文書の管理に関する条例」を制定するものであります。

2の条例の概要についてですが、愛南町の諸活動、歴史的事実等の記録である公文書が、町民共有の知的資源として町民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書の管理に関する基本的事項を定めることにより、公文書の適正な管理を図り、町政について町民に説明する町の責務を全うすることを目的としました、11条から成る条例を制定いたします。

主な条文としましては、定義、文書の作成、公文書の整理、簿冊等の保存、公文書の管理に関する定め等について規定しております。

なお、条例案については現在、第一法規に審査依頼しているところであります。

3の他の自治体の類似する条例との比較検討についてですが、「愛媛県公文書の管理に関する条例」及び「兵庫県公文書等の管理に関する条例」を参考といたしました。参考としまして、全国で条例を制定しているのは、都道府県18件、市34件、町5件、村0件であります。県内の市町では、松山市は規則により、その他の市町は規程または訓令により運用しております。

4の関係ある法令及び条例についてですが、条例制定において関係するものとしましては、①の公文書等の管理に関する法律、②の愛南町情報公開条例になります。また、この条例の施行に合わせて改正する必要があります規程としまして、③の愛南町文書事務取扱規程、④の愛南町文書整理保存規程になります。

5の今後の予定についてですが、条例案につきましては、3月定例会に上程をいたします。また、解釈を記述しましたガイドラインを作成するとともに、上述の③、④の規程について、適宜改正を行うこととしております。

最後に、訓令の公開につきまして、システム管理をしております事業者と協議を重ね、事業者の理解もありまして、経費が発生しない形で公開することが見通せましたことを併せて報告させていただきます。

以上で、愛南町公文書の管理に関する条例の制定についての説明を終わります。

○佐々木議長 説明が終わりました。

御意見ございませんか。

金繁議員。

○金繁議員 公文書の管理に関する訓令から条例にということで、文書規程から条例にということで迅速な条例化、すばらしいと思います。訓令の公開もやっていただけるということで、非常にいいと思います。

質問なんですけれども、この条例案で出されている内容は、現在の文書管理規程と大きく異なる点がありますかという点と、もう一点は、この案の中の9条2項に、作成に関する事項とかを規定しなければならないと書いてあって、また別途これについて条例ガイドラインを作成するということなんですよね。これは3月議会が終わってからガイドラインを作成するということなんですけど、これについても専門家の意見を聞きながら、他自治体のものを参考にしながらされるということでよろしいですかね。

○佐々木議長 立花総務課長。

○立花総務課長 まず1点目の御質問につきまして、大きく異なる点はございません。

それと、ガイドラインの策定につきましては、並行して今、作業を進めているところでありまして、愛媛県のほうが、調べてみますと、ガイドラインのほうを定めておりましたので、それを参考にガイドラインの策定を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○佐々木議長 よろしいですか。ほかにありませんかね。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 それでは、全部25番まで終わりました。

ここで執行部の退席をお願いします。ありがとうございました。

(執行部退席)

○佐々木議長 それでは続きまして、議会協議に移りたいと思います。

1番の重要案件抽出の協議について。

本日の執行部報告のうち、二重下線の1番、2番、3番、4番、5番、6番、8番、9番、10番、12番、14番、15番、17番、19番、20番、22番、24番、25番が定例会に係る協議題です。

3月定例会において委員会付託とする案件等、何か御意見はございませんでしょうか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 ないですか。ないようなので、1番を終わりたいと思います。

それでは、2番、令和7年度一般会計「議会費 議会運営事業」予算について、事務局の説明を求めます。

本多事務局長。

○本多事務局長 説明させていただきます。

議会資料1を御覧ください。

令和7年度議会費の、議会運営事業の当初予算について説明させていただきます。

令和7年度の議会運営事業予算額は、令和6年度に比べて256万1,000円の減額となっております。

では、予算の主な内容について説明いたします。

4節共済費の議員共済会負担金につきましては、130万7,000円の減額ですが、これは、令和7年4月1日における現職議員の報酬月額をベースに算定されることから、昨年度に比べ1名分、負担額が減額となったものです。

続いて、7節報償費の講師謝礼につきましては、議員研修の講師謝礼を12節の委託料に組替えたため、25万1,000円の減額となっております。

8節旅費も35万9,000円の減額です。主な要因としましては、令和6年度は研修旅費に、香川県で開催された四国地区議員研修に関する24万円を計上しておりましたが、令和7年度は松山市での開催のため、同額を減額したためです。

10節需用費につきましては、42万3,000円の減額です。これは、令和6年度はタブレット端末に関する消耗品費を計上したため、その減額が主な要因となっております。

12節委託料につきましては、55万2,000円の増額です。これは、訴訟の終了により訴訟事務委託料100万円を減額しましたが、7節報償費から組替えた講師謝礼分を講習会等委託料として29万5,000円計上したことと、新たに広報制作委託料118万8,000円を計上したためです。

続いて、13節使用料及び賃借料につきましては、28万2,000円の増額です。これは、令和6年度に計上していた、香川県で開催された四国地区議員研修に関する車借上料25万5,000円を減額しましたが、再リースで使用していたタブレット端末の新規更新に伴う電算機

器リース料が52万7,000円増額したためです。

また、新たに地方議員コンプライアンス講座を受講するため、研修システム利用料5万4,000円を計上しております。

その他の予算につきましては、令和6年度とほぼ同じ内容となっております。

簡単ですが、これで説明とさせていただきます。

○佐々木議長 説明が終わりました。

質問等ありましたら。ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 ないようなので、2番を終わりたいと思います。

その他、何かありませんか。

本多事務局長。

○本多事務局長 皆様から御要望のありました、タブレット端末のペンシルとキーボードについて説明させていただきます。

これがペンシルなんですけれども、このペンシルにつきましては、皆さんに全員分、購入させていただこうと思っております。

あとキーボードについての要望もあったんですが、キーボードにつきましては使用される方も限られているかと思しますので、議会広報特別委員会のメンバーの方々に購入させていただきたいというふうに考えておりますが、それでよろしいかどうか御協議いただきたいと思います。

以上です。

○佐々木議長 よろしいでしょうか。

金繁議員。

○金繁議員 あとその使う人、希望者に、貸与なりしていただきたいんですけど。仕事の効率化のため。松前とかは全員持っていらっしゃるんですけど。

○本多事務局長 希望者というのは。

○金繁議員 希望者というか、使わない人もいらっしゃるのということだったので、使う人、使いたい人に対してはリースしていただきたいんですけど。

4月以降のことなのでもう私は関係ないかもしれないんですけど、そうしておいたほうが仕事の効率が断然違うので、ぜひそうしていただけたらと思います。

○本多事務局長 ちょっと皆さんに質問なんですけど、キーボードを使う方はいらっしゃいますでしょうか。

(発言する者あり)

○本多事務局長 一応、広報の編集委員につきましては、入力作業が多いので、広報の編集委員については購入させていただいて、ペンシルは全員という判断をさせていただいているんですけども、その辺りはいかがでしょうか。

○佐々木議長 広報だけでいいですか。

(「はい」と言う者あり)

○佐々木議長 そうしたら、そのようにしたいと思います。

その他のその他で、今度3月定例会終了……。

はい。

○本多事務局長 話の途中で申し訳ないです。

一応ここで一回閉めていただいた後に、その件についてお願いします。

○佐々木議長 それでは副議長、閉会の挨拶をお願いします。

○鷹野副議長 今日は私事ですぐ遅れまして大変申し訳ございません。重ね重ねすみませんでした。長時間にわたりありがとうございました。

以上をもちまして、議員全員協議会を終了いたします。

議長